

令和元年8月8日（木）
於：芝消防署4階会議室

第15期東京都住宅防火対策推進協議会（第1回）次第

- 1 開 会
- 2 防災部長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 会長選出
- 5 会長あいさつ
- 6 会長代行の指名
- 7 運営要綱の承認
- 8 議 事
 - (1) 過去の住警器義務化の経緯、近年の住宅火災の状況、住宅火災における高齢者被害状況、住警器の普及状況について
 - (2) 協議会での検討内容について
 - (3) 住警器の奏功事例等について
 - (4) 本体交換の推奨について
 - (5) アンケート調査（案）について
 - (6) その他
- 9 閉 会

【 配 布 物 】

- ・ 第15期東京都住宅防火対策推進協議会委員名簿
- ・ 席次表
- ・ 第15期東京都住宅防火対策推進協議会運営要綱（案）
- ・ 協議会資料
- ・ 参考資料 〈東京消防庁管内 過去10年間の住宅火災分析データ〉

第15期東京都住宅防火対策推進協議会委員名簿

(50音順)

	氏名	職名等
委員	荒井康善	公益社団法人 東京聴覚障害者総合支援機構 東京都聴覚障害者連盟 災害対策部長
委員	池上三喜子	公益財団法人 市民防災研究所 理事
委員	伊藤和子	多摩市 健康福祉部 高齢支援課長
委員	尾作理恵	町田防火女性の会 会長
委員	小澤浩子	赤羽消防団 副団長
委員	川井誉久	社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 地域福祉部長
委員	菊地聡	UR（独立行政法人都市再生機構） 東日本賃貸住宅本部 電気設備課長
委員	小林三枝	特定非営利活動法人 東京都介護支援専門員研究協議会 理事
委員	佐藤重春	豊島区 保健福祉部 高齢者福祉課長
委員	篠宮壘	JKK東京（東京都住宅供給公社） 住宅営繕部 設備担当部長
委員	柴宮深	練馬区 福祉部 障害者サービス調整担当課長
委員	鈴木孝雄	東京都町会連合会 会長
委員	関澤愛	東京理科大学大学院 国際火災科学研究科 教授
委員	唯藤節子	一般財団法人 全日本ろうあ連盟 理事
委員	田中勝久	公益財団法人 東京連合防火協会 専務理事
委員	野村由紀子	羽村市 福祉健康部 障害福祉課長
委員	萩森義男	東京消防庁 本田消防署 署長
委員	廣井悠	東京大学大学院 工学系研究科都市工学専攻 准教授
委員	松尾光恵	東京都民生児童委員連合会 常任協議員
委員	松本浩司	NHK解説委員
委員	渡辺博	公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 副専務理事
委員	山本浩史	一般社団法人 日本火災報知機工業会 住宅防火推進委員会 委員長
委員	青木浩	東京消防庁 防災部長
委員	福永輝繁	東京消防庁 参事 兼 防災部防災安全課長
オブザーバー	下川明美	東京都福祉保健局 高齢社会対策部在宅支援課長
オブザーバー	八木良次	東京都福祉保健局 障害者施策推進部 地域生活支援課長
オブザーバー	吉田暁	総務省消防庁 予防課 予防係長

第15期東京都住宅防火対策推進協議会（第1回）席次表

令和元年8月8日（木）
東京消防庁芝消防署（4階会議室）

松本委員

（NHK解説委員）

廣井委員

（東京大学大学院工学系研究科
都市工学専攻准教授）

関澤委員

（東京理科大学大学院
国際火災科学研究所教授）

鈴木委員

（東京都町会連合会 会長）

唯藤委員

（一般財団法人 全日本ろうあ連盟 理事）

荒井委員

（公益社団法人 東京聴覚障害者総合支援機構
東京都聴覚障害者連盟 災害対策部長）
※本日、代理出席：栗野会長

小林委員

（特定非営利活動法人 東京都介護支援専門員研究協議会 理事）

山本委員

（一般社団法人 日本火災報知機工業会
住宅防火推進委員会 委員長）

菊地委員

（独立行政法人 都市再生機構
東日本賃貸住宅本部 電気設備課長）

渡辺委員

（公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 副専務理事）

篠宮委員

（東京都住宅供給公社 住宅営繕部 設備担当部長）

八木 オブザーバー

（東京都福祉保健局 障害者施策推進部 地域生活支援課長）

吉田 オブザーバー

（総務省消防庁 予防課 予防係長）

手話通訳者

松尾委員

（東京都民生児童委員連合会 常任協議員）

池上委員

（公益財団法人 市民防災研究所理事）

尾作委員

（町田防火女性の会 会長）

伊藤委員

（多摩市 健康福祉部 高齢支援課長）

柴宮委員

（練馬区 福祉部 障害者サービス調整担当課長）

田中委員

（公益財団法人 東京連合防火協会 専務理事）

萩森委員

（東京消防庁 本田消防署 署長）

青木委員

（東京消防庁 防災部長）

福永委員

（東京消防庁 参事 兼 防災安全課長）

速記

事務局

傍聴席

（東京消防庁

防災部 副参事）

（東京消防庁

防災生活安全課 生活安全係長）

（東京消防庁

防災生活安全課 生活安全係主任）

第15期東京都住宅防火対策推進協議会運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、東京消防庁防災安全に関する規程事務処理要綱第25、2、（1）に基づき、第15期東京消防庁住宅防火対策推進協議会（以下「協議会」という。）の運営に関する事項について定めるものとする。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- （1）住宅用火災警報器の設置促進及び適正な維持管理方策について
- （2）その他住宅火災予防対策の推進上必要な事項に関する事

（委員の任期）

第3条 委員の任期は令和3年3月31日とする。

（会議等の公開）

第4条 協議会、並びに会議に係る資料及び会議録は、原則として公開とする。ただし、議事の円滑な進行に支障が発生すると予想される場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

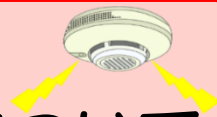
（雑則）

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和元年8月8日から施行する。

住宅用火災警報器の設置促進及び適切な維持管理方策について



改正理由・目的（平成16年）

- 火災による死者は住宅火災が約9割
- 平成15年の死者数は昭和61年以来17年ぶりに1000人を超えた（国内）
- 死者の半数が高齢者であり、今後の高齢化が懸念される。
- 米・英では義務化され、死者数が半減したという実績がある。



住警器、義務化！！

新築住宅…平成16年3月1日
 既存住宅…平成22年4月1日

住警器とは

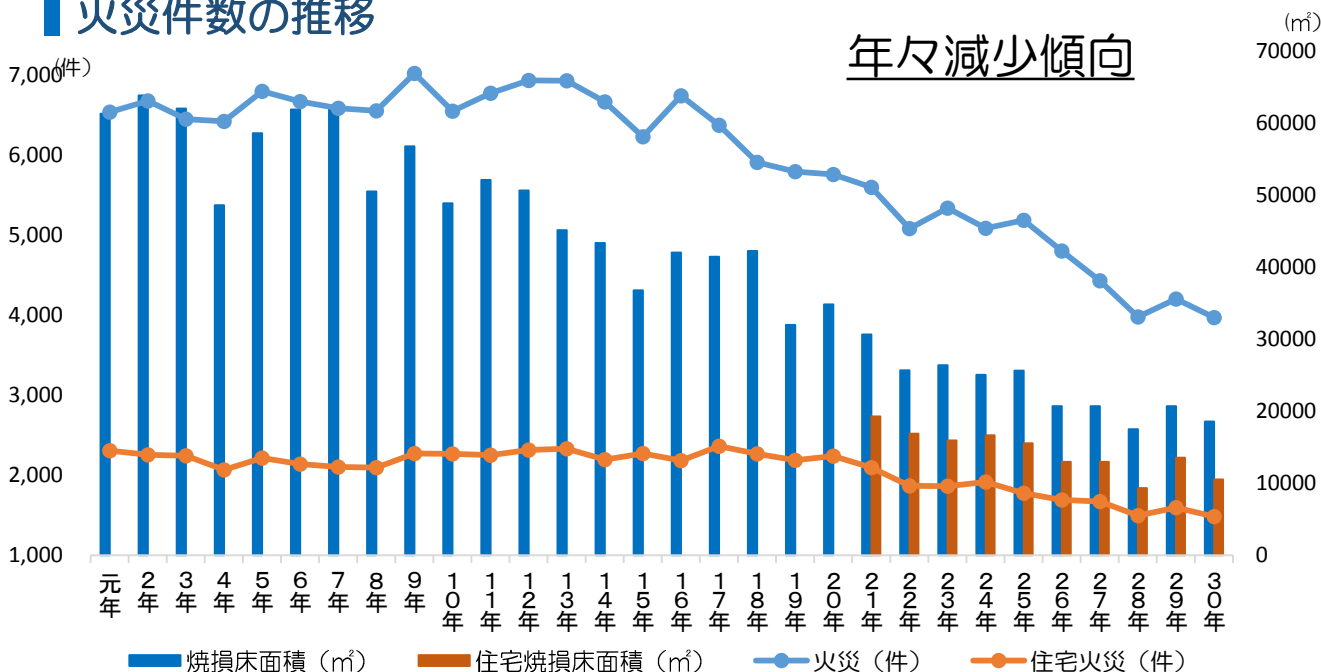
火災による熱または煙を感知して、火災の発生を警報音または音声で知らせる機器（消防法施行令第5条の6）
 （その他にもガス漏れを感知する複合型、スプリンクラー付きなどあり）



どこに設置が必要？

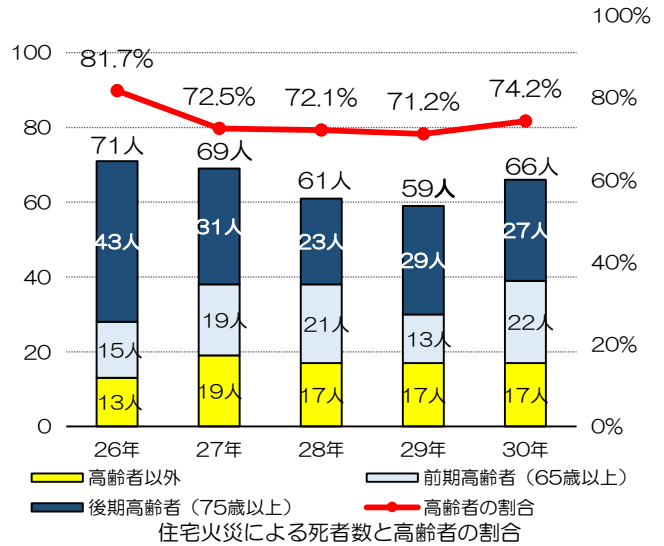
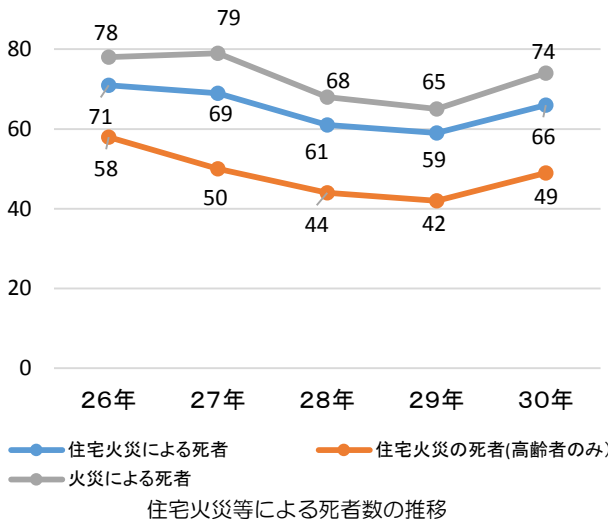
それぞれの区市町村の条例により設置が義務付けられている場所は変わるが、東京都の場合は、東京都の火災予防条例により、住居内の各居室、台所及び階段に設置義務が定められている。

火災件数の推移

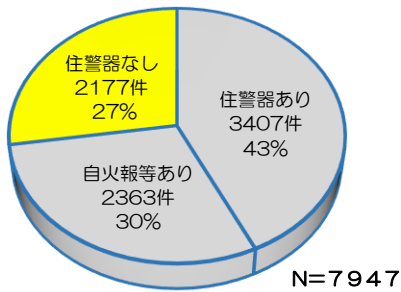


平成元年からの火災発生件数、焼損床面積

住宅火災による死者数（過去5年間、326件）

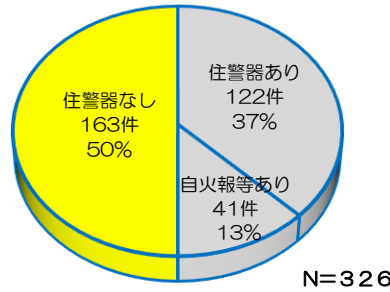


過去5年間の住宅火災による死者は約7割が高齢者である。



住宅火災における住警器等設置状況

設置なし約3割

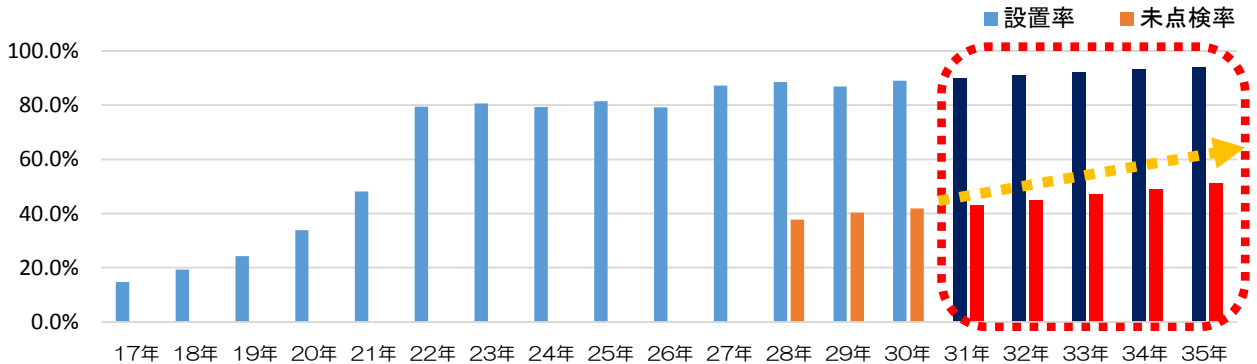


死者が発生した住宅火災の住警器等設置状況

設置なし約5割

住警器の設置率は85%だが、火災が発生した住宅では約3割が設置しておらず、さらに火災による死者が発生した住宅では約半数が設置していなかった。

住警器の設置率と点検状況及び今後の予想推移

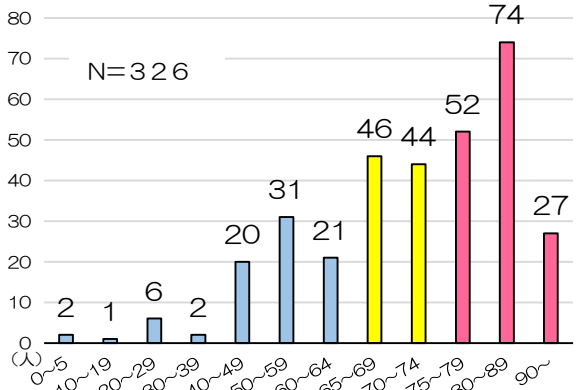


設置率は85%前後と高い水準で推移しているが、約4割は点検をしていない。

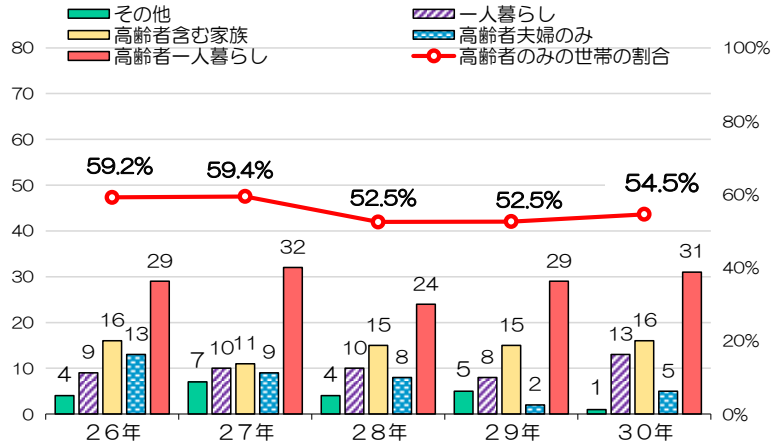
過去3年分の世論調査結果に基づく予測値

設置してあるが機能しない住警器を増加させないためには維持管理の必要性を広報していく必要がある。

住宅火災における高齢者被害の分析



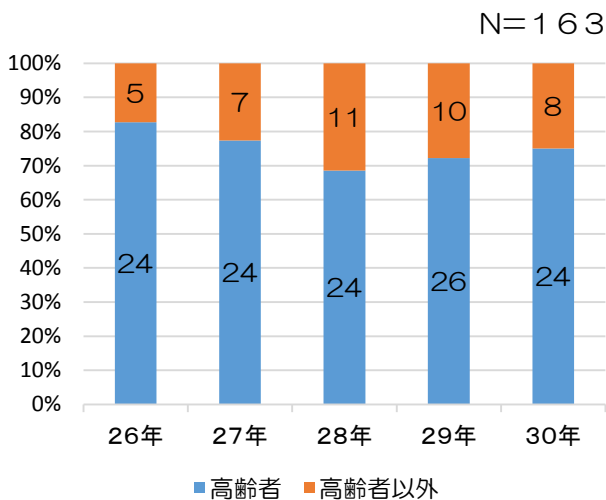
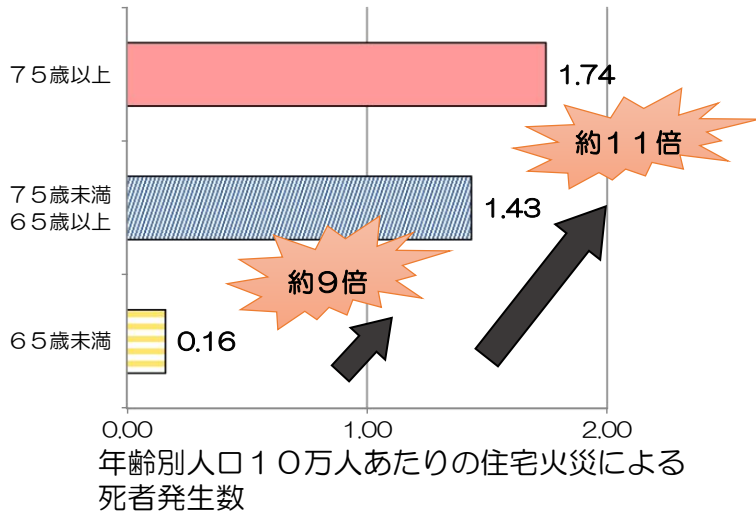
住宅火災による死者年齢別 (過去5年)



住宅火災における死者の世帯状況別

年齢別	死者	管内人口	人口10万人あたりの死者発生数
75歳以上	27	1,547,515	1.74
75歳未満 65歳以上	22	1,533,509	1.43
65歳未満	17	10,556,420	0.16

人口：平成30年1月1日現在
(「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」東京都より)



死者が発生した住宅火災における住警器設置なしの高齢者と高齢者以外の割合 (過去5年間)

- 住宅火災における死者は高齢者が多く、特に高齢者の一人暮らしが多い傾向がある。
- 死者が発生した住宅火災において、住警器が設置されていない高齢者の割合は多い。



住宅火災の被害を軽減していくためには、住警器の設置促進、維持管理の重要性を広報していくとともに、とりわけ、一人暮らしの高齢者に設置促進をしていくことが必要である。

《協議会での検討内容》

住警器は住居内の各居室、台所及び階段に設置し、居住者自身が適切な維持管理をしていくことが必要です。未だ住警器を設置していない住宅があること、義務化から約10年が経過し、電池切れや本体の機器故障により適正に作動しない不具合が考えられることから、より効果的な設置・交換方策について検討する必要があります。

検討方法（案）

1 住警器の設置促進・適切な維持管理について

- (1) 住警器の奏功事例等の確認
- (2) 本体交換の推奨について
 - 本体交換の推奨理由等
 - 設置・維持管理・本体交換が実行されない理由等
- (3) 町会・自治会、福祉関係機関、区市等との連携方策の検討
 - 町会・自治会へ維持管理等のアンケート調査を実施
 - モデル消防署での試行による町会・自治会、福祉関係機関、区市等と連携した地区一斉の本体交換の有効性・課題を確認

2 効果的な広報方策について

- (1) 高齢者（要配慮者）への効果的な広報方法について
- (2) 連動型住警器や効果の高い新しい技術等について
- (3) チラシやホームページ、街角のデジタルサイネージ等、都民への効果的な周知方法について

3 行政による支援の必要性

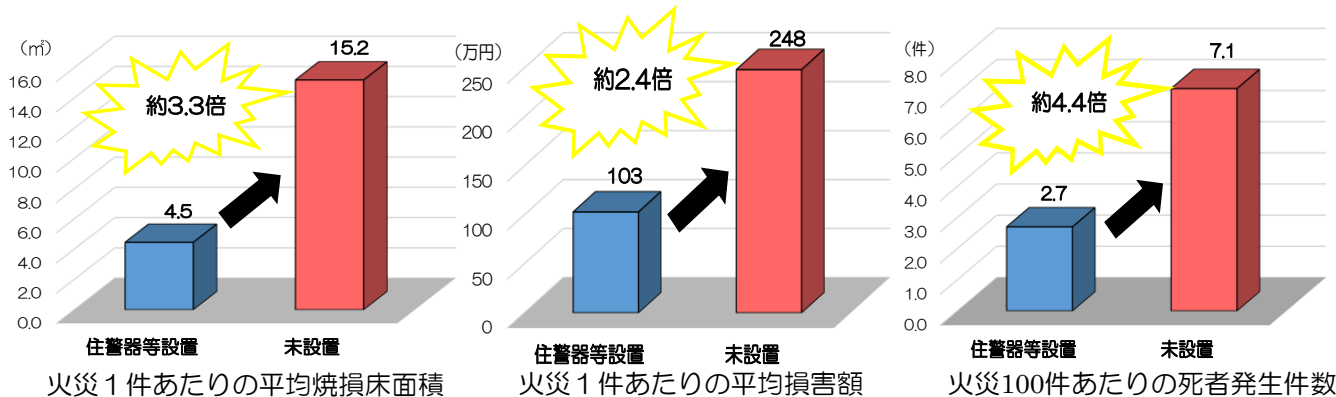
アンケート調査結果等から住警器の設置促進、適切な維持管理を推進するために必要な町会・自治会、福祉関係機関、区市等による支援の必要性を検討

今後のスケジュール

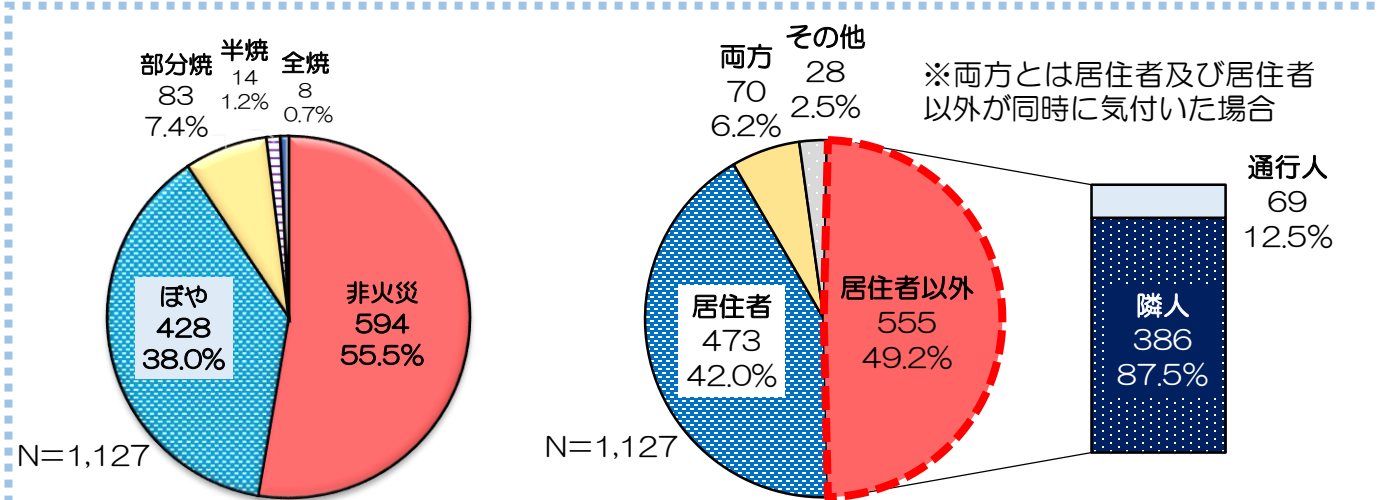
時期	会議	概要
令和元年 8月8日	第1回	①住警器設置義務化から現在までの住宅火災の現状把握 ②本体交換について ③アンケート調査について
9月		アンケート調査期間
10月 中旬	第2回	①アンケート結果に基づく課題の整理と解決に向けた対策の検討 ②連動式住警器等、新技術について ③効果的な広報方策の検討
11月 12月 令和2年 1月		秋の火災予防運動にて広報展開 モデル消防署での試行
2月	第3回	試行結果を踏まえた具体的取組みの提示
3月		春の火災予防運動にて全署で取組みの推進
4月下旬	第4回	報告書まとめ

住警器奏功データ（過去5年間）

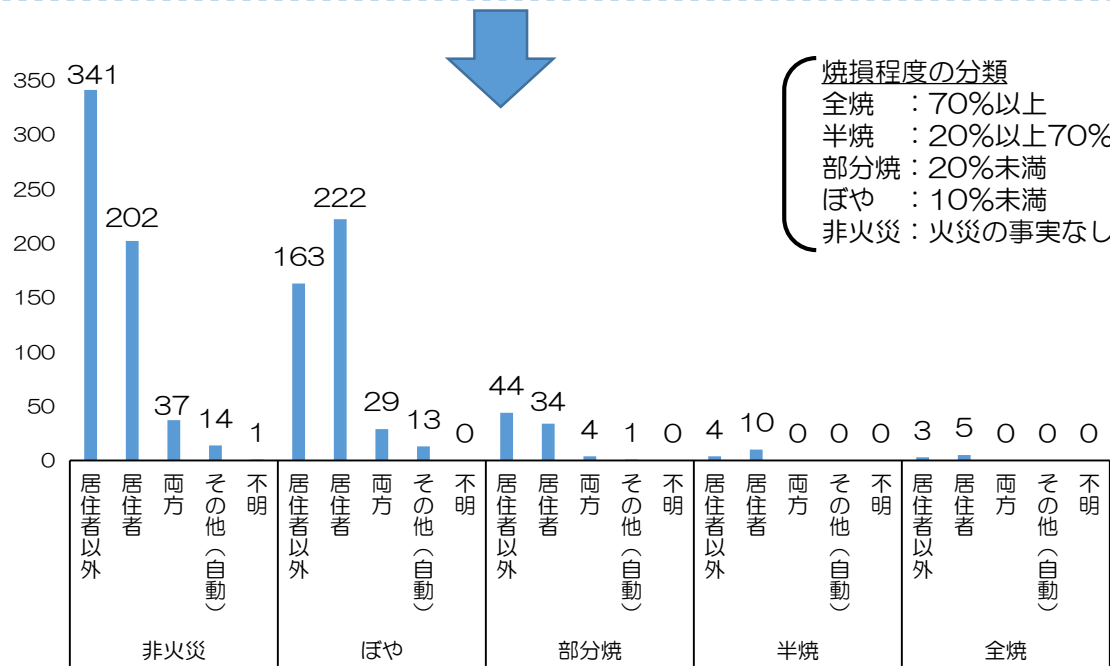
奏功とは、住警器の作動により火災を未然に防いだ、若しくは、火災による被害を軽減したものを指す。



住警器の鳴動により、被害が軽減している。



隣人等が気付くことにより、早期発見や早期避難に繋がる。



鳴動に気付いて発見した人の属性（焼損程度別）

奏功事例

被害の低減に繋がった事例

事例1	連動式住警器の鳴動により、早い発見につながった事例		
ぼや	死傷者なし	原因：ストーブ	発見者：居住者
娘は、2階寝室で電気ストーブのスイッチを入れたまま就寝したため、掛け布団が電気ストーブに接触して火災になった。寝室に設置してある住警器の鳴動音で目が覚めると、同時に1階リビングにいた家族も連動式の住警器が鳴動したため駆けつけることができた。浴室に掛け布団を運びシャワーで消火後、119番通報した。			
事例2	別の部屋にいた妻が鳴動に気付いた事例		
ぼや	死傷者なし	原因：たばこ	発見者：居住者
夫は、2階寝室でたばこを吸いながら眠ってしまったため、たばこが布団に着火して出火した。1階にいた妻が、2階の住警器の鳴動音に気づいて夫の寝室へ行くと、室内に白煙が充満していたため、119番通報し、台所で洗面器に水を汲み布団にかけ、初期消火を実施した。			
事例3	下階の鳴動に気付いた事例		
ぼや	死傷者なし	原因：電気コード	発見者：居住者
男性は、自宅の3階にいたところ、2階から住警器の鳴動音が聞こえたので2階へ降りると、断線して床に落下した電気コードから炎が3~5cm立ち上っているのを発見した。すぐに電気コードから出ていた炎を自分の息で吹き消し、119番通報した。			

他に類似事例、425件あり

火災を未然に防いだ事例

事例4	隣人が気付いた事例		
非火災	死傷者なし	原因：こんろ	発見者：近隣住民
男性は、こんろの火を消したつもりで外出してしまった。鍋は空焚き状態となって煙が発生し、住警器が鳴動した。隣人の男性が住警器の鳴動音と煙に気づき、119番通報を行った。到着した消防隊がこんろの火を止め、火災には至らなかった。			
事例5	就寝中に鳴動で目が覚めた事例		
非火災	死傷者なし	原因：こんろ	発見者：居住者・近隣住民
男性は飲酒後、鍋をこんろの火にかけたまま寝込んでしまったため、発生した煙により住警器が鳴動した。鳴動音に気づき目を覚めた。すぐにこんろの火を止めることができたため、火災には至らなかった。119番通報については、隣室居住者が住警器の鳴動音に気づき通報していた。			

他に類似事例、592件あり

その他

電池切れ・故障

事例1	住警器が鳴動しなかった事例		
部分焼	死者1名	原因：たばこ	発見者：工事現場員
男性は、居室で喫煙後に吸い殻を捨てたが、消火不十分で空き缶や床に無造作に捨てていたため、床面のごみ等に着火した。 建物の向かい側で工事をしていた作業員は、煙が出ているのを発見し、建物（共同住宅）の大家に知らせた。大家は合鍵を持って部屋に向かった。ドアを叩いても応答がなかったため、合鍵でドアを開けると室内から煙が吹き出してきたので玄関ドアを閉め、避難した。住警器は条例どおり設置されていたが鳴動音はなかった。 ※住警器は、煙式 製造は、2006年 製造～火災発生前（13年経過）			
事例2	住警器が鳴動しなかった事例		
部分焼	けが人1名	原因：ローソク	発見者：居住者・隣人
男性はローソクを照明代わりに使用していた。誤ってろうそくを転倒させ、近くにあった雑誌に着火させてしまったので、素手で消火した。その後、外出し、10分程で戻ってきたところ、自宅から煙が出ているのを発見した。ほぼ同時刻に上階の居住者も下階の煙に気づき、119通報していた。住警器は条例どおりに設置していたが、鳴動しなかった。 ※住警器の製造年月日等、不明			

一部設置（条例どおりの設置ではない）

事例3	住警器が一部設置だったので発見が遅れた事例		
ぼや	死傷者なし	原因：ガスコンロ	発見者：居住者
男性は、1階台所でサラダ油を片手鍋に入れ強火で火にかけた後、台所とリビングの間の扉を閉め、リビングに約5分程いたところ、扉のくもりガラス越しに台所が明るくなっていることに気付いた。扉を開けると片手鍋から炎が上がり鍋の上方にあったキッチンペーパー等が燃えていた。 台所には住警器はなく、木製扉を開いた際に煙がリビングに入り、リビングの住警器が鳴動した。			
事例4	住警器が一部設置だったので発見が遅れた事例		
半焼	死傷者なし	原因：観賞魚用ヒーター	発見者：居住者
男性は、日常的に観賞魚用ヒーターを使用し、1階にある風呂場の浴槽に水を貯め、沸かしていた。入浴するため電源を入れ、2階で食事をしていた。浴槽にヒーターを入れ忘れ、脱衣所の床面に置いていたため、過熱し可燃物に着火した。2階居室に白い煙が漂ってきたので1階に下りると1階はさらに多くの煙が漂っており、脱衣所から炎が立ち上がっていたので、大声で「火事だ」と叫び家族に知らせた。 住警器は2階寝室のみ設置していた。			

他に類似事例、80件あり

鳴動に気付かなかった

事例5	警報器が鳴動していたが気付かなかった事例		
ぼや	傷者5名	原因：放火	発見者：居住者
男性は、1階台所で調理中に2階にいる母親から呼ばれたため、鍋に火をかけたまま2階へ移動した。5分ほどで火にかけたままの鍋を思い出し、一階へ戻ると住警器が鳴動しており、白煙が充満し、鍋から火が立ち上がっていた。IHコンロの火を止め、濡れたタオルを被せて消火した。 住警器は条例どおり設置していた。			

他に類似事例、44件あり

本体交換の推奨について

住警器メーカーへの聞き取り調査結果（令和元年7月24日実施）

	10年で電池交換または機器本体を交換する理由	本体交換について取扱説明書に記載してあるか
A社	<ul style="list-style-type: none">一般的な電池寿命が10年だが、使っている電子部品に約10年の寿命部品がいくつかあるため、電池交換しても20年はない。布団の綿ぼこりなど、汚れが蓄積して機能しなくなるおそれもある（ホコリを取るのは難しい）。	10年で機器交換を推奨していることを記載している。
B社	<ul style="list-style-type: none">一般的な電池寿命が10年だが、使っている電子部品に約10年の寿命部品がいくつかあるため、電池交換しても20年はない。目づまり光電式は経年劣化で照度が変わるので保証できなくなる。	
C社	<ul style="list-style-type: none">ICチップ、精密機器の信頼性の問題経年劣化電池交換では20年はない。	記載していない。
D社	<ul style="list-style-type: none">電池交換の10年と合わせ、本体交換を10年目安としている。	目安という考えなので記載していない。

総務省消防庁

住警器の電池寿命の目安は約10年とされ、故障か電池切れか分からないときは、取扱説明書を確認するか、メーカーに問い合わせること。また、電池切れと判断した住警器が設置から10年経過している場合は、本体内部の電子部品が劣化して火災を感知しなくなることが考えられるため、本体の交換を推奨している。（平成27年11月12日 消防庁長官通知）

日本火災報知機工業会

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の劣化や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、設置から10年を目安に本体交換することを推奨している。

当庁

住宅用火災警報器は、経年による電子部品の劣化や電池切れなどで、火災を感知しなくなったり、故障しやすくなったりすることがあるため、定期的に点検を行い、電池切れの場合は電池交換することを推奨し、また、設置から10年を経過したものは本体交換することを推奨している。（平成27年12月4日 防災部長通知）

住宅用火災警報器に関するアンケートについて（案）

（前文略）

町会・自治会名： ○○ 区 ○○ 町会・自治会

問1-1 住宅用火災警報器は、設置から約10年で本体交換を推奨していますが、本体交換が必要である理由を知っていますか。

- 1 知っている
- 2 知らない

問1-2 本体交換をしようと思いますか。

- 1 思う
- 2 思わない
- 3 分からない

問2 問1-2で2と回答した方にお聞きします。なぜ、本体交換を必要だと思わないのですか。
（複数回答可）

- 1 購入するのが面倒だから
- 2 機器の値段が高いから
- 3 取付が面倒であるから
- 4 自分で取付けが困難であるから
- 5 正常に作動しているから
- 6 住宅用火災警報器が必要だと思わない
- 7 その他（ ）

問3 次のどの条件があれば本体交換をより多くの方がすると思いますか（複数選択可）

- 1 市場より安く購入できる
- 2 助成金が出る
- 3 取付けサービスがある
- 4 その他（具体的に ）

問4 どのような機関にどのような協力をお願いしたいと思いますか。（複数回答可）

- 1 住警器メーカー（協力内容： ）
- 2 行政機関（区市町村等）（協力内容： ）
- 3 消防職員や消防団員（協力内容： ）
- 4 その他（協力先： ）（協力内容： ）

問5 住宅用火災警報器の義務化当時、町会で住警器の共同購入を実施した地域がありました。本体交換において、共同購入の実施を考えてみようと思いますか。

- 1 思う
- 2 思わない
- 3 分からない

問6 ご質問やご意見がございましたらご記入ください。

（ ）

参考資料 <東京消防庁管内 過去10年間の住宅火災分析データ>

世帯状況

図1：住宅火災による死者の家族構成別発生数（単位：人）

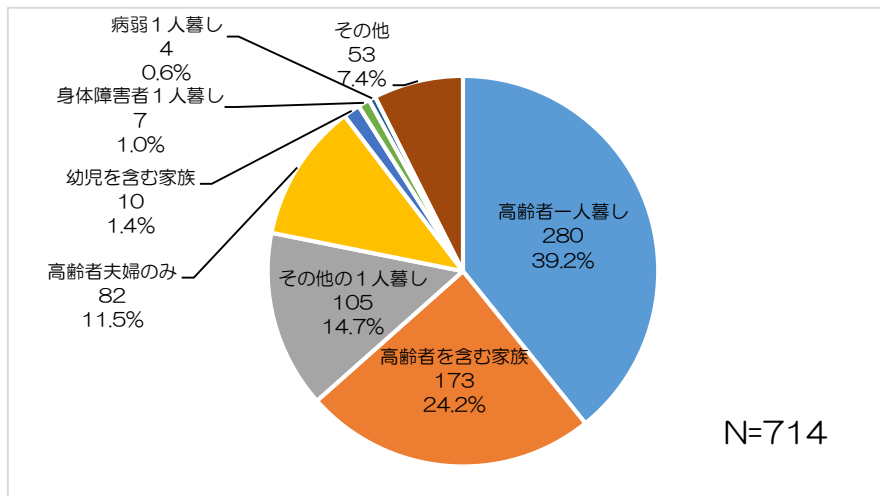


図2：「住宅火災による死者の家族構成別発生数」と「住宅火災による死者の出火時の状況」（クロス集計）（単位：人）

	出火時一人 (その他)	出火時一人 (家族別棟)	出火時一人 (家族留守)	出火時二人以上	不明	総計
高齢者一人暮らし	265	11		1	3	280
高齢者を含む家族	2		53	113	5	173
その他の1人暮らし	98	4			3	105
高齢者夫婦のみ	1		25	56		82
幼児を含む家族				10		10
身体障害者1人暮らし	7					7
病弱1人暮らし	4					4
その他	1		16	35	1	53
総計	378	15	94	215	12	714

身体状況

図3：「住宅火災による死者の家族構成別発生数」と「住宅火災による死者の身体状況」（クロス集計）（単位：人）

	その他の 身体不自由者	身体障害者	非該当	不明	総計
高齢者一人暮らし	78	18	152	32	280
高齢者を含む家族	54	12	102	5	173
その他の1人暮らし	9		80	16	105
高齢者夫婦のみ	32	5	43	2	82
幼児を含む家族			10		10
身体障害者1人暮らし	1	6			7
病弱1人暮らし	4				4
その他	4	3	44	2	53
総計	182	44	431	57	714

※身体障害者とは身体障害者福祉法第4条に定めるもの。

図4：「住宅火災による死者の家族構成別発生数」と「住宅火災による死者の歩行状況」（クロス集計）（単位：人）

	寝たきり	非該当	不明 (身寄りなし)	不明 (聴取不能)	歩行障害 (寝たきりを除く)	総計
高齢者一人暮らし	5	155	10	21	89	280
高齢者を含む家族	6	104		3	60	173
その他の1人暮らし		76	7	11	11	105
高齢者夫婦のみ	3	45			34	82
幼児を含む家族		10				10
身体障害者1人暮らし	1	1			5	7
病弱1人暮らし					4	4
その他		44		3	6	53
総計	15	435	17	38	209	714

※寝たきりとは、病気や負傷により機能障害の程度が重く、他人の介護がなければ歩行等の日常生活ができない者または、ベッド等に常時寝たきりの状態にある者をいいます。

図5：「住宅火災による死者の家族構成別発生数」と「住宅火災による死者の疾病外傷の状況」（クロス集計）（単位：人）

	該当	非該当	不明 (身寄りなし)	不明 (聴取不能)	総計
高齢者一人暮らし	93	132	18	37	280
高齢者を含む家族	78	89		6	173
その他の1人暮らし	27	52	9	17	105
高齢者夫婦のみ	36	38		8	82
幼児を含む家族		10			10
身体障害者1人暮らし	4	3			7
病弱1人暮らし	3	1			4
その他	9	41		3	53
総計	250	366	27	71	714

※疾病外傷：死傷者が病気であったか、負傷していたかどうかについて該当するか否かについていいます。
 病気であっても寝たきり以外のもの、他人の介護がなくても歩行できる等、日常生活ができる者が該当します。

出火箇所

図6：死者が発生した住宅火災の出火箇所（単位：件）

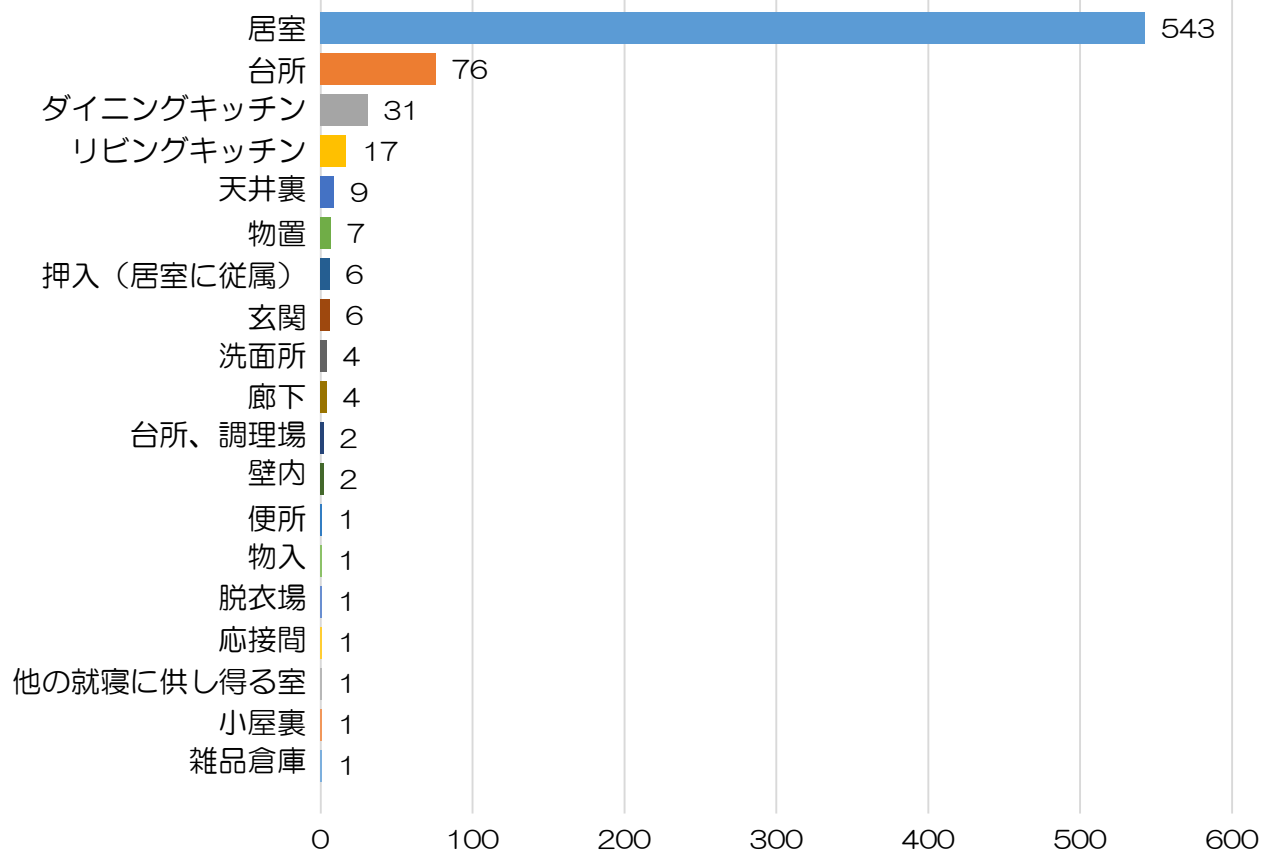


図7：死者が発生した住宅火災の出火箇所と出火原因（単位：件）

	コード	こんろ	ストーブ	その他	たばこ	ロウソク	火遊び	不明	放火	総計
居室	21	20	72	52	192	17	4	140	25	543
台所	3	33	7	1	3			29		76
ダイニングキッチン		8	4	5	6			8		31
リビングキッチン		3	1	4	1	1		7		17
天井裏				6				3		9
物置				2				3	2	7
押入（居室に従属）					1			2	3	6
玄関					2			1	3	6
洗面所			1	1	1			1		4
廊下					1			2	1	4
台所、調理場		1						1		2
壁内				2						2
便所								1		1
物入								1		1
脱衣場			1							1
応接間								1		1
他の就寝に供し得る室			1							1
小屋裏								1		1
雑品倉庫									1	1
総計	24	65	87	73	207	18	4	201	35	714

住居形態

項目の説明 専用住宅：政令対象物を含まない住宅 共同住宅：政令対象物5項目に該当 複合・住宅：政令対象物16項目及び口

図8、9図：建物用途（単位：件）

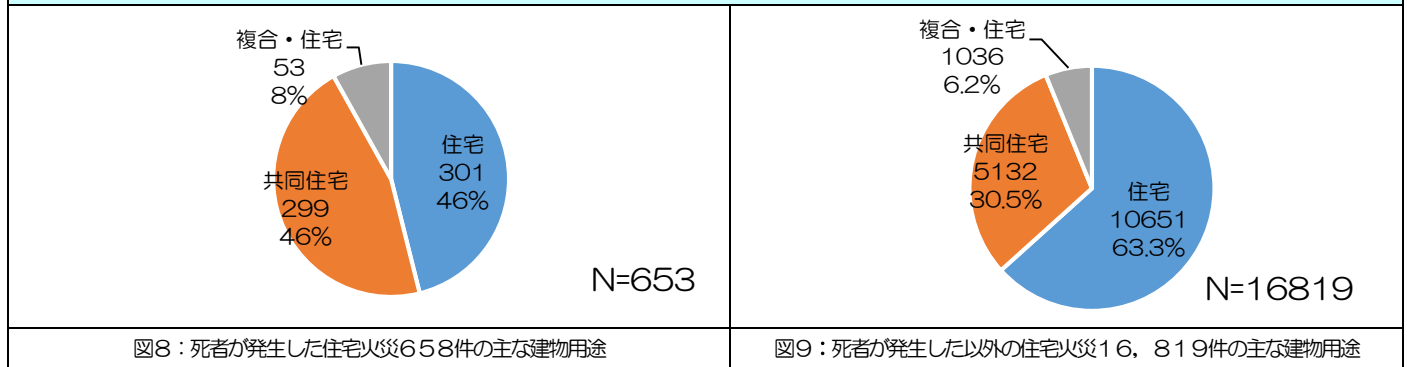


図10、11：主な建物用途別の構造

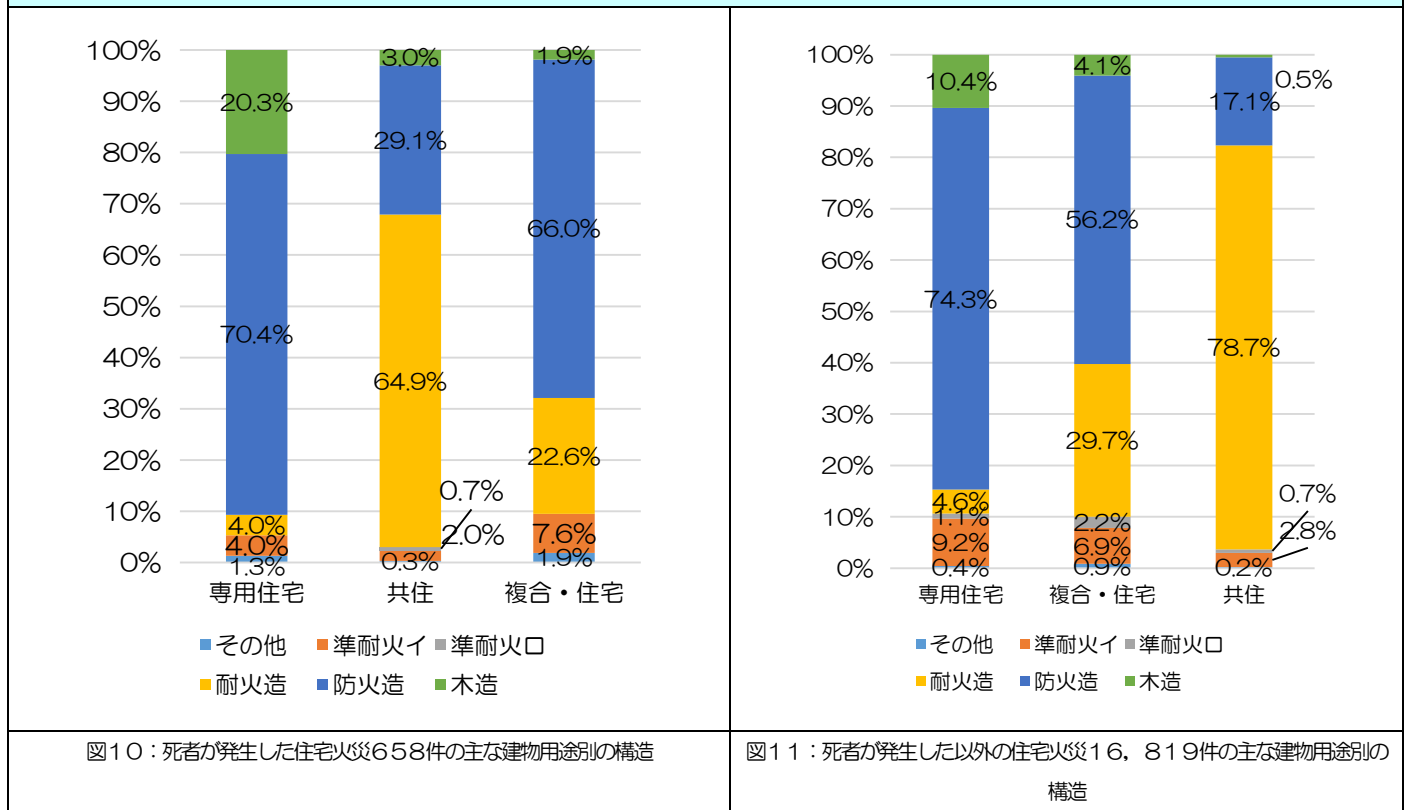


図12、13：主な建物用途別の住警器等の設置状況

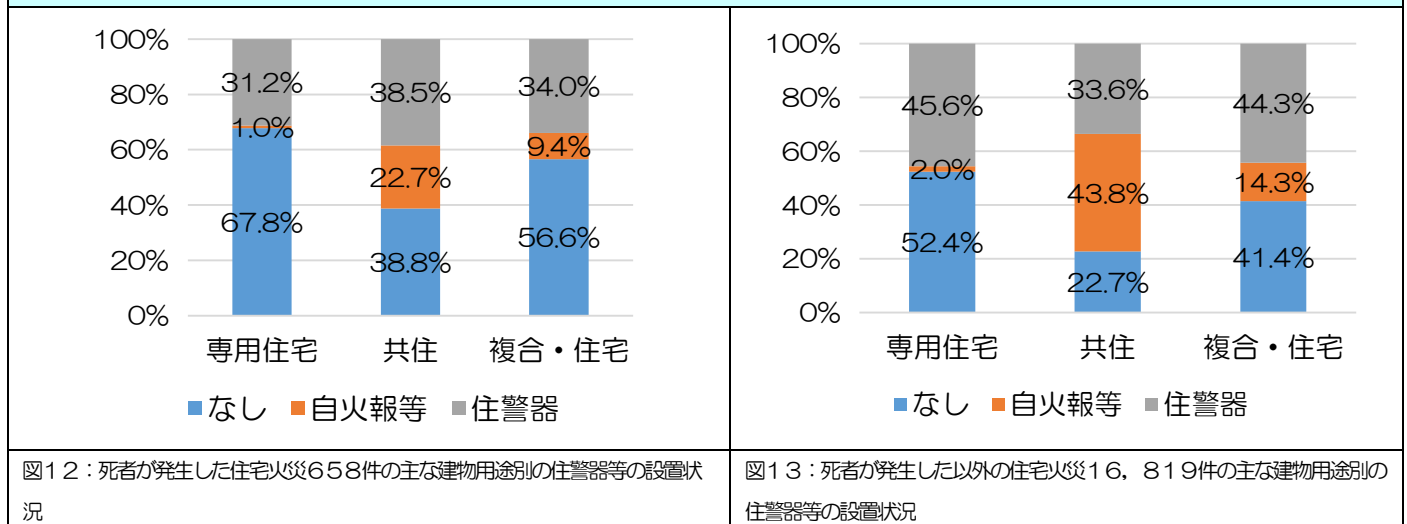


図14：死者が発生した住宅火災720件の建物の階層（単位：件）

	1階建	2階建	3階建	4階建	5階建	6階建	7階建	8階建	9階建	10階建	11階建	12階建	13階建	14階建	26階建	総計
共住		97	35	34	42	10	14	13	2	11	13	5	1	21	1	299
専用住宅	38	229	33		1											301
複合・住居		36	11	2	3		1									53
総計	38	362	79	36	46	10	15	13	2	11	13	5	1	21	1	653

図15、16、17：死者が発生した住宅火災の建物階層と出火階（単位：件）

	1階建	2階建	3階建	5階建	総計
1階	38	164	20		222
2階		65	9		74
3階			4		4
4階				1	1
総計	38	229	33	1	301

図15：死者が発生した住宅火災の建物階層と出火階（専用住宅）

	2階建	3階建	4階建	5階建	6階建	7階建	8階建	9階建	10階建	11階建	12階建	13階建	14階建	26階建	総計
1階	43	14	8	4	1										70
2階	53	11	8	10		3	4	1			1		3	1	95
3階	1	10	12	13	3	3	2	1	2	3	1		2		53
4階			6	8		1	1		3	2			2		23
5階				7	6	2	2		1	2		1	1		22
6階						3	1		2				3		9
7階						2	1			1					4
8階							2		1	1			3		7
9階									1	1	2		2		6
10階									1	2	1		1		5
11階										1			1		2
12階													2		2
13階													1		1
総計	97	35	34	42	10	14	13	2	11	13	5	1	21	1	299

図16：死者が発生した住宅火災の建物階層と出火階（共同住宅）

	2階建	3階建	4階建	5階建	7階建	総計
1階	27	2				29
2階	9	4	2	2		17
3階		5				5
4階				1		1
6階					1	1
総計	36	11	2	3	1	53

図17：死者が発生した住宅火災の建物階層と出火階（複合用途）

第15期東京都住宅防火対策推進協議会（第1回）議事録

1 開会

○事務局（高本） では、定刻になりましたので、始めさせていただきますと思います。

まず初めに資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をごらんください。まず次第となります。2ページ目、委員名簿。さらに1枚おめくりいただきまして、座席表。さらに1枚おめくりいただきまして、協議会運営要綱（案）となります。また1枚おめくりいただきまして、協議会資料。こちらは下のほうで1ページから9ページまでとなっております。さらに1枚おめくりいただきまして、参考資料。こちらは過去10年間の住宅火災分析データとなっております。こちらの資料は、表裏を1枚といたしまして、3枚となります。資料にもし不足等ございましたら、係員までお申し出ください。

なお、本日の会議の終了時刻につきましては、16時を予定しております。

2 防災部長あいさつ

○事務局（高本） 今回は第15期第1回目の協議会ということで、防災部長の青木から御挨拶申し上げます。

よろしく申し上げます。

○青木委員 改めまして、私、東京消防庁防災部長の青木でございます。本日は、お忙しい中、また気温がますます高く暑い中お越しいただきまして、ありがとうございます。

さて、東京都住宅防火対策推進協議会は、広く有識者の皆様から御意見をいただき総合的な住宅防火対策を推進するために平成4年12月に設置され、以来14期にわたり、住宅からの出火防止や火災による死者の防止等、住宅防火対策における東京消防庁の施策・指針に多大な御貢献をいただいております。

今回15期目の協議会に当たりましては、「住宅用火災警報器の設置促進及び適切な維持管理方策について」をテーマに御検討いただく予定でございます。

今回のテーマとなりました住宅用火災警報器は、平成16年3月に東京都の火災予防条例、そして消防法が改正されまして、まずは新築住宅に設置が義務づけられるとともに、平成22年から既存の住宅にも設置が義務化されることになりました。

住宅火災の現状を見ますと、現在まで過去7年間、住宅火災の件数は減少傾向にございます。しかしながら、住宅火災による死者につきましては、減少傾向にあるものの、依然として7割以上が高齢者ということで、特にまだまだ住宅用火災警報器が設置されていない状況が多く見受けられます。

さらに住警器の設置促進をしていくとともに、住宅用火災警報器義務化から約15年がたちましたことで、今後、電池切れですとか、あるいは機器の故障が見受けられる事案が増えていくものと思われます。このため住宅用火災警報器の維持管理や本体交換が必要な時期を迎えております。

以上のことを踏まえまして、今回第15期協議会では、住宅用火災警報器の設置促進と維持管理の効果的な推進方策等について御検討いただき、住宅火災による被害の低減につなげていく所存でございます。

委員の皆様方におかれましては、それぞれの御専門のお立場から御意見・御提案をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（高本） ありがとうございます。

3 委員紹介

○事務局（高本） それでは、引き続き委員の皆様を御紹介させていただきます。事務局からお名前を読み上げます。お時間の都合上、御着席のままをお願いいたします。

それでは、事務局正面の左側から順に委員の紹介をしていきます。

東京都町会連合会会長、鈴木孝雄委員。

○鈴木委員 鈴木でございます。

○事務局（高本） 東京理科大学大学院国際火災科学研究科教授、関澤愛委員。

○関澤委員 関澤です。よろしくお願いいたします。

○事務局（高本） 東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻准教授、廣井悠委員。

○廣井委員 廣井でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（高本） NHK解説委員、松本浩司委員。

○松本委員 松本でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（高本） 一般社団法人全日本ろうあ連盟理事、唯藤節子委員。

○唯藤委員 よろしくお願いいたします。

○事務局（高本） 公益社団法人東京聴覚障害者総合支援機構東京都聴覚障害者連盟災害対策部長、荒井康善委員。なお、荒井康善委員ですが、本日は所用のため欠席となります。代理で、公益社団法人東京聴覚障害者総合支援機構東京都聴覚障害者連盟会長、栗野達人会長となります。

○栗野様（荒井委員代理） 皆様、よろしくお願ひいたします。

○事務局（高本） 特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会理事、小林三枝委員。

○小林委員 小林と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局（高本） 一般社団法人日本火災報知機工業会住宅防火推進委員会委員長、山本浩史委員。

○山本委員 山本でございます。よろしくお願ひします。

○事務局（高本） 独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部電気設備課長、菊地聡委員。

○菊地委員 菊地でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局（高本） 公益社団法人東京都宅地建物取引業協会副専務理事、渡辺博委員。

○渡辺委員 渡辺です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（高本） 東京都住宅供給公社住宅営繕部設備担当部長、篠宮壘委員。

○篠宮委員 篠宮でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（高本） オブザーバーの御紹介となります。東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課長、八木良次様。

○八木オブザーバー 八木でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局（高本） 同じくオブザーバーとなります。総務省消防庁予防課予防係長、吉田暁様。

○吉田オブザーバー 吉田と申します。よろしくお願ひします。

○事務局（高本） 続きまして、東京都民生児童委員連合会常任協議員、松尾光恵委員。

○松尾委員 松尾でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（高本） 公益社団法人市民防災研究所理事、池上三喜子委員。

○池上委員 池上です。公益財団法人でございます。訂正いたします。

○事務局（高本） 申しわけございません。

町田防火女性の会会長、尾作理恵委員。

- 尾作委員 尾作と申します。よろしくお願いいたします。
- 事務局（高本） 多摩市健康福祉部高齢支援課長、伊藤和子委員。
- 伊藤委員 伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局（高本） 練馬区福祉部障害者サービス調整担当課長、柴宮深委員。
- 柴宮委員 柴宮と申します。よろしくお願いいたします。
- 事務局（高本） 公益財団法人東京連合防火協会専務理事、田中勝久委員。
- 田中委員 田中です。よろしくお願いいたします。
- 事務局（高本） 東京消防庁本田消防署長、萩森義男委員。
- 萩森委員 萩森でございます。よろしくお願いいたします。
- 事務局（高本） 東京消防庁防災部長、青木浩委員。
- 青木委員 よろしくよろしくお願いいたします。
- 事務局（高本） 東京消防庁参事兼防災安全課長、福永輝繁委員。
- 福永委員 福永でございます。よろしくお願いいたします。
- 事務局（高本） 以上でございます。

なお、皆様のお席には委嘱状を置かせていただいております。念のためでございますが、お名前などお間違えないか、御確認のほどよろしくお願いいたします。

- 唯藤委員 申しわけございません。間違っておりましたので、訂正をお願いいたします。

一般社団法人ではございません。一般財団法人全日本ろうあ連盟です。修正をお願いいたします。

- 事務局（高本） 大変失礼いたしました。

なお、本日は欠席の方が4名おられますので、御連絡いたします。

赤羽消防団副団長、小澤浩子委員。

社会福祉法人東京都社会福祉協議会地域福祉部長、川井誉久委員。

豊島区保健福祉部高齢者福祉課長、佐藤重春委員。

羽村市福祉健康部障害福祉課長、野村由紀子委員。

以上4名の方が所用により欠席との御連絡をいただいております。

委員の任期は令和3年3月末までとなりますが、最終の会議は令和2年4月末を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

4 会長選出

○事務局（高本） 続きまして、会長の選出を行わせていただきます。

当協議会の会長につきましては、東京消防庁防災安全に関する規程におきまして、委員の互選によることとなっております。どなたか御推薦等ありますでしょうか。

（「司会者一任」と呼ぶ者あり）

○事務局（高本） ありがとうございます。

事務局といたしましては、住宅防火対策について長年研究されており、第13期の協議会にも会長として御参画いただきました、東京理科大学教授、関澤委員にお願いしたいと思えます。委員の皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○事務局（高本） ありがとうございます。

それでは、本協議会の会長を関澤委員にお願いしたいと思えます。

関澤委員、よろしいでしょうか。

○関澤委員 はい、お受けいたします。

5 会長あいさつ

○事務局（高本） それでは、関澤委員、会長として御挨拶のほどよろしく願いいたします。

○関澤会長 では、手短に御挨拶させていただきます。

御紹介にもありましたように、13期の住宅防火対策推進協議会の会長を務めさせていただきましたけれども、その前もかなり長い間、10年近くこの推進協議会の会長をしておりますので、また何期ぶりかに古巣に戻ってきたような気持ちであります。きょういらっしゃる委員の中にも何人か顔なじみの方がいらっしゃいます。引き続き東京都の住宅防火対策推進のために皆様の御協力のもと努めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○事務局（高本） ありがとうございます。

6 会長代行の指名

○事務局（高本） 次に、会長代行の指名を関澤会長からお願いいたします。

○関澤会長 それでは、会長代行につきましては、東京大学の廣井委員にお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○関澤会長 では、よろしく申し上げます。

○事務局（高本） 廣井委員、よろしくお願いいたします。

7 運営要綱の承認

○事務局（高本） 続きまして、第15期住宅防火対策推進協議会運営要綱について御確認・御承認をいただきたいと思っております。お手元にお配りしてございます「第15期東京都住宅防火対策推進協議会運営要綱（案）」をごらんください。

運営要綱の策定については、東京消防庁防災安全に関する規程事務処理要綱第25、2項に定められている「協議会に必要な事項は会長が定める」に基づき、事務局で案を策定いたしました。内容を御確認いただき、御異議がなければ御承認いただきたいと存じます。いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○事務局（高本） ありがとうございます。

会長、よろしいでしょうか。

○関澤会長 自分で言ってまた言うのもあれですけども、皆さんから異議なしという声もありましたので、承認いたします。

○事務局（高本） ありがとうございます。

なお、本協議会は、運営要綱に記載のとおり、今後原則公開とさせていただきます、本日の会議結果につきましても後日ホームページで公開する予定でございます。あらかじめ御了承ください。

それでは、会議次第に基づきまして会議を進行させていただきます。

会議の進行につきましては、関澤会長にお願いしたいと存じます。

関澤会長、よろしく申し上げます。

8 議 事

(1) 過去の住警器義務化の経緯、近年の住宅火災の状況、住宅火災における高齢者被害状況、住警器の普及状況について

○関澤会長 では、早速、議事次第に従いまして進めさせていただきます。

まず議題(1)「過去の住警器義務化の経緯、近年の住宅火災の状況、住宅火災における高齢者被害状況、住警器の普及状況」等につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(竹内) それでは、協議会の資料を使って御説明いたします。こちらの協議会資料の1ページ目をごらんください。

平成16年当時の御説明をいたします。

当時は火災による死者の約9割が住宅火災によるものであり、昭和61年以来、17年ぶりに国内の死者が1,000名を超えました。このころ既にアメリカやイギリスでは住警器の義務化により死者数が半減したという実績がございます。このような理由から、日本においても消防法を改正し、住警器の義務化を行いました。

そもそも住警器とは、火災による熱または煙を感知し、火災の発生を警報音または音声で知らせる機器のことをいいます。

設置場所は、区市町村の条例により設置義務の場所は異なりますが、東京都の場合は、東京都の火災予防条例により住居内の各居室、台所及び階段への設置が義務づけられています。なお、各居室ですが、納戸やトイレ、浴室は含まれておりません。

次に、近年の火災状況について御説明いたします。

1ページ目下のグラフですが、折れ線グラフは火災件数、棒グラフは焼損床面積をあらわし、青色は火災全体、オレンジ色は住宅火災を示しております。平成元年からのデータですが、年々減少傾向にあることがわかります。

続いて、2ページ目をごらんください。住宅火災による死者について、過去5年のデータから御説明いたします。

最初の折れ線グラフですが、火災による死者をあらわしています。平成30年度は上昇しておりますが、それまでに至っては年々減少している傾向であることがわかります。

また、右側のグラフですが、死者の年齢について分析したもので、住宅火災の死者の約

7割が高齢者であることが過去5年継続していることがわかります。

また、真ん中の円グラフですが、黄色に着目してごらんください。左側の円グラフは住宅火災による住警器の設置状況であり、火災に遭った住宅の約3割が住警器を設置しておらず、その中で死者が発生した住宅火災では約半数が設置していない状況でございました。

また、隣の3ページ目は、さらに高齢者の被害状況について分析したデータになります。特に高齢者のひとり暮らしが多く、住警器が設置されていない割合が多いことがわかりました。

次に、2ページ目の下のグラフは世論調査で得た住警器の設置率をあらわしています。近年では住警器は85%の設置率と高い水準ですが、オレンジ色の棒グラフは未点検率を表しており、住警器は半年に一度点検が必要ですが、約4割の方が未点検であることがわかりました。住警器にあつては新築の物件が増えることによって向上が見込めますが、維持管理の重要性を広報していかないと機能しない住警器が増えていくことが懸念されます。

住宅火災の被害を低減していくためには、住警器の設置促進・維持管理の重要性を広報していくとともに、とりわけひとり暮らしの高齢者に設置促進をしていくことが重要だとわかりました。

以上で、近年の住宅火災の説明を終わります。

○関澤会長 それでは、ただいまの御説明に対しまして質問・御意見等がありましたら、よろしく願いいたします。

○栗野様（荒井委員代理） 東聴連の栗野と申します。データを拝見しました。

まず住警器が設置義務となったというところでございますけれども、その関係で、聴覚障害者としては、10年ほど前にこのような会議の場で、聴覚障害者の場合は聴覚に障害があるので、住警器の音ではなく視覚的にわかる機能をつけたもの、例えば点滅する等の特別な機器でないと効果がないので、それをつけてほしいと要望した記憶がございます。

また、もう1点は、区市における条件の中には、住宅1戸につき各部屋に1つ、台所に1つ、全てにつけるということではなくて、1個か2個だけしか補助金が出ないので、残りについては自己負担となるところがあると聞きました。そのために全ての部屋につけられないという状況があると思います。それに関しても、これは調査の結果なのか、聴覚障害者のように音に対して不便を感じる者については視覚的な機器が必要ということ、そのような結果も含めてデータもきちんと調査していただきたいと思っております。

以上でございます。

○事務局（高本） 栗野委員、ありがとうございます。

ただいまの御指摘についてですが、火災予防条例で、今、委員のおっしゃったとおり、各居室、階段、台所というのが、1ページ目の「住警器、義務化！！」と書いてあるこのときから御承知のとおり義務化となっております。目の見えない方とか耳の聞こえない方に対しましても、各住宅用火災警報器のメーカーさんから、例えば光で知らせるものとか連動型とか、いろいろな付加価値のついた、機能のついた住宅用火災警報器も今は販売してございます。

また、先ほど言いました行政、各区市町村等の助成も、確かに住警器の設置義務化以前には各区市町村さんで、例えば何々区では各御家庭に1個住宅用火災警報器をお配りする、もしくは何歳以上の高齢者のみの世帯の御家庭とか、ひとり暮らしとか、そういう制限を設けてお配りしたという経過がございます。しかしながら、既に10年以上が経過しておりまして、各区市町村の助成を見ましても、今は助成金をお出しするというのが非常に少なくなってきたのが現状でございます。

また、今後のテーマでもございますが、いろいろな委員から忌憚のない意見をいただきまして、この協議会を通じて、各区市町村等を初めいろいろなところに働きかけていければと考えてございます。

以上でございます。

○栗野様（荒井委員代理） ありがとうございます。

○関澤会長 追加してよろしいですか。

栗野委員の先ほどの意見は、私が在任中に直接お聞きした記憶があります。義務設置になった以上法理的に設置しなければいけないのに、聴覚障害者のための住警器がないじゃないかと。しかも非常に特殊なもので、通常価格7,000円とか1万円で買えるものが、とんでもない高い額を払わなければいけない。義務設置となっているのだったら、全部補助で欲しいということではなくても、少なくとも普通の住警器と同じ価格で買える、あるいは同じ価格までは補助を出していただくような制度ができないかということをおっしゃっておられました。きょうは東京都福祉局の方や火報工業会の方もいらっしゃって、普通の煙感知警報器にかわる視覚障害者用の住警器が既に市販されているのかどうか、それがお値段的にどうなっているのか、それが高くつくとなれば補助制度としてはどういうものがあるのか、その辺を追加で御説明いただければと思います。

○事務局（高本） 会長、ありがとうございます。

まずオブザーバーでいらっしゃいます八木様、よろしいでしょうか。

○八木オブザーバー 東京都福祉保健局の八木でございます。

申しわけないのですけれども、今そういった資料が手元にございませんで、後ほど確認して、事務局を通じて情報提供させていただきたいと思えます。

○事務局（高本） ありがとうございます。

工業会さん、よろしいでしょうか。

○山本委員 日本火災報知機工業会の山本です。

光と音で大きくお知らせする装置はございます。ただし、住宅用火災警報器とつなげなければならぬものなので、別途購入していただく形になります。私も光警報装置の資料がないもので、どれぐらいのお値段で売られているかというのは今お答えできないのですけれども、機器自体としては売られております。

○事務局（高本） ありがとうございます。

会長、よろしいでしょうか。

○関澤会長 資料を今後いただけたときに、またこの場で御説明いただければと思えます。

そのほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

○篠宮委員 住宅供給公社の篠宮と申します。

1点質問ですが、2ページ目の下のところの設置率は新築住宅についての設置率ということによろしいのでしょうか。

○事務局（竹内） こちらの設置率ですが、新築のみではなくて、世論調査による結果でするので、全て含まれております。

○篠宮委員 既存住宅も含めてということですね。

○事務局（竹内） そのとおりでございます。

○篠宮委員 わかりました。

○関澤会長 ほかはいかがでしょうか。

素朴な質問ですけれども、1ページ目の一番下の火災件数の推移は東京都のデータですか。

○事務局（竹内） そのとおりでございます。

○関澤会長 全国も同じような傾向で、件数も半減して、焼損床面積はさらに減少しているのですけれども、この背景と申しますか理由は住宅用火災警報器のおかげなのか、その

ほかにも理由があるのか、その辺がおわかりでしたら教えていただきたいと思います。

○事務局（高本） 今会長から御指摘ございました、平成元年から年々減少傾向にあるということは客観的事実としてこのように数値としてあらわれております。また、住宅用火災警報器が設置された年から火災件数が減少してきているという傾向が見受けられます。ただ、そのものが直接的な原因なのか、住宅用火災警報器をつけたから減少していったのかというのははっきりとは言えない。恐らく住宅用火災警報器がついたから一定の効果は出ているのではないかと考えられますが、火災の発生件数と焼損床面積の減少との因果関係までは調べ切れていないのが現状でございます。答えになっていなくて大変申しわけございません。

○関澤会長 東京都の設置義務化がスタートしたのは、この図で言うと何年ぐらいのところでしょうか。

○事務局（高本） 1 ページ目の右上になります。新築住宅につきましては、平成16年3月1日から義務設置。既存につきましては、猶予期間がございましたので、東京都につきましては平成22年4月1日。この既存の部分につきましては各都道府県さんで若干の違いがあります。

○関澤会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○廣井会長代行 住警器の設置が促進されたおかげで火災が減ったみたいな話は、ちょっと遠いと思うのです。消防のデータを細かく調べていच्छゃると思うのですけれども、そもそも覚知の時間自体は全体として住警器の設置によって早くなったとか、そういうデータは調べていच्छゃるのですか。それとも今後調べるのでしょうか。

○事務局（竹内） 住警器の設置により覚知が早くなったというデータは、そこまでとり切れていないもので、お時間をいただきまして調べてみたいと思います。きょうは回答できません。

○廣井会長代行 お願いします。ありがとうございます。

○関澤会長 ほかにございますでしょうか。

○栗野様（荒井委員代理） 東聴連の栗野と申します。

先ほどお話があったように、住警器の義務化のこともございますし、最近テレビとかでさまざまな火災等の災害に関する注意報も出ております。東京消防庁でも説明会を通していろいろと説明していただいているおかげで火災の件数が減ってきているだろうというよ

うには想像できます。例えて言うと、車の免許で言えばシートベルトの義務化になってからは事故の死亡率が減ってきているという例もございます。それを見ますと、改めて、このような効果によって火災の件数が減っているというのは大変喜ばしいことと思います。

ただし、どれだけ頑張っても100%火災の死亡ゼロということはなかなか無理な場合もございます。義務化で頑張っているけれども、まだまだ火災もあるということ。さらに調査を深めていって皆さんと議論を重ねるのが一番いい方法ではないかと思います。減った減ったと言うよりも、なくすということを強くアピールするために議論を重ねるほうがいいのではないかと思います。

以上、私の意見でございます。ありがとうございます。

○事務局（高本） 栗野委員、貴重な御意見をありがとうございます。

○関澤会長 何かお答えすることは。

○事務局（高本） 御意見を頂戴したということで。

○関澤会長 ほかにございますでしょうか。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

（2）協議会での検討内容について

○関澤会長 2番目に、「協議会での検討内容」について、事務局より御説明をお願いいたします。

○事務局（竹内） 資料の4ページ目をごらんください。

赤枠内をごらんください。大きく3つに分けて検討していきます。

1つ目ですが、住警器の設置促進・適切な維持管理についてです。住警器の奏功事例等を御確認していただきます。その後、本体交換の推奨について、各メーカーからの聞き取り調査等から本体交換の必要性を確認するとともに、都民の皆様に行うしていただくための方策について御意見をいただきたいと思っております。なお、本体交換とは、後ほど御説明いたしますが、住警器は設置から10年経過しているものは機器の劣化等により機能しなくなる可能性があることから本体交換を推奨しているものです。次に、町会・自治会、福祉関係機関、区市等との連携方策について検討していきます。イメージとしては、モデル消防署を1署か2署選び、町会や区市等と連携し地区一斉の本体交換の実施をして、その有効性や課題を確認していきたいと考えています。

次に大きな2番目、効果的な広報についてです。これは第2回の会議で実施予定です。高齢者への効果的な広報方法について検討します。また、連動型や新しい技術を用いた住警器について御紹介いたします。そのほかにチラシやホームページなど、より効果的な広報方法について検討していきます。

大きな3つ目、行政による支援の必要性です。住民からのアンケート結果から、住警器の設置促進、適切な維持管理を推進するために必要な町会・自治会、福祉関係機関、区市等による支援の必要性を検討していきたいと考えております。

次に今後のスケジュールです。第2回を10月中旬、第3回を令和2年2月、最終の第4回を令和2年4月で考えております。

以上で検討内容・スケジュールについての御説明を終わります。

○関澤会長 ありがとうございます。

1についてももう少し詳しく御紹介いただけないですか。この項目についての検討はこの後の議事の中で出てくるのですか。

○事務局（竹内） そのとおりでございます。

○関澤会長 では、ここではこういう項目で今後検討するということを確認さえすればよろしくて、なぜ本体交換が進まないのかとか、「課題を確認」とか書いてありますけれども、それはこの後から出てくるという理解でよろしいのですか。

○事務局（竹内） そのとおりでございます。

○関澤会長 そういことですので、今ここで細かい個々の説明があるということではないということですが、いかがでしょうか。

○渡辺委員 質問ですけれども、この資料の最初に出てきます住警器の義務化で、既存住宅については平成22年4月1日に義務化されて、2ページにありますように住警器の設置率が85%ということで、設置していないところが15%という数値だと思うのですが、私ども宅建業界、不動産業者なのですけれども、既存住宅の設置義務化と言われたときに、業界を通じてかなり大々的に義務化されたので、既存住宅がばーっと自分の自宅を含めて「義務化、義務化」というところでやった印象が残っております。でもまだ不十分だったというのが15%という数値だと思うのですが、その設置されなかった住宅について、どんな用途の住宅なのかを把握されていたら教えていただきたいと感じます。

○事務局（高本） 渡辺委員、御質問をありがとうございます。

どのような用途ということでございますが、85%と今までも高い数値が挙がっているのですが、これは消防に関する世論調査といいまして、いろいろなエリアをくくり、世帯・年齢とかそういうところもアトランダムにやっております、例えば共同住宅なのかとか、一般住宅なのかとか、そこまでは把握できていないところでございます。年齢層とか、どのような地域とか、例えば山の手の東部とか、多摩地区の西とか、そういう区切りで一緒くたにやっている数値でございまして、申しわけございませんが、そこまで詳しいものはわかりかねる次第でございます。

ただ、先ほど言ったとおり、設置が85%前後を推移しております、これは非常に高い数値でございますが、実はこれは一部設置も含まれております、我々としては条例どおり全部屋、階段、台所につけていただくという大きな目標がございますので、こちらはあくまでも一部設置を含めた数値でございまして、全部設置で言いますと約60%という設置率になってございますので、条例どおりの設置率にはまだちょっと、数値的にはもっと上げる必要があると考えてございます。よろしく申し上げます。

○渡辺委員 既存住宅も義務化されてから10年近くになりますので、会長がおっしゃられるとおり、次のときに重点的にそういう方向性というか、新たに10年を迎えるに当たって徹底していくためにやるという議論になってくるのですけれども、そういうところも含めて改めて、既存住宅は9、10年前につけたケースが多いかと思うのですけれども、その既存住宅の機械がきちんと機能しているかどうかということも徹底するための一つのアイキャッチになるかなという気がいたします。

○事務局（高本） ありがとうございます。

○関澤会長 ほかにいかがでしょうか。

○廣井会長代行 アンケートでニーズみたいなものを把握しようとしているのですけれども、私はヒアリングをきちんとやったほうがいいのではないかと思います。というのも、先ほどの聴覚障害の方の意見をアンケートでどれぐらい押さえられるのかというと、そんなにたくさん問題あるいはニーズはとれないのではないかと思います。それはサンプリングの数次第ですけれども。

それから、多分後で議論になると思うのですけれども、アンケート1枚、2枚ぐらいしかお聞きできないと思うので、細かいニーズを把握したりターゲットをきちんと絞り込むことはこの1枚、2枚のアンケートではなかなかできない。例えば、私は8年か9年くらい前に、こういうことが起きるかなと思って住警器の再設置のアンケート調査をしている

のですけれども、そこでわかったことは、もしかしたら今は違うかもしれませんが、既存住宅は自分で購入しているのです。それなりに住警器を買うという意思があり、住警器というものがあることも知っているのですけれども、新規住宅、いわゆる住警器を自分で買わなかった人たちは、住警器があることすら知らない人もいます。なので、再設置という意味では、新規住宅つまり自分で買わなかった人たちのほうが難しいのではないかと思います。つまり、前回住警器をどういう経路で買ったのかによって再設置の意向が全然違うであろうということが想定されます。自分で買ったのか、それとも町ぐるみで買ったのかによっても多分違います。

もう一つが、8年前のアンケートでは再設置の意向はかなり低かったのです。実際に住警器を買ったり設置したりして、多くの場合は動かないわけです。機能しているかどうかはわからない。付加価値をどうつけるかという視点がないと次に買ってもらえないのではないかと思います。例えば「プラスアルファでどういう機能が欲しいですか」という設問を本当は入れておくべきだと思うのですが、残念ながらアンケートだと多くの質問を用意することができないので、そういうことはお聞きできないと思うのです。

なので、アンケートだけで住警器の維持管理の仮説というか問題点を把握しようというのは限界があるので、ターゲットを絞って丁寧にヒアリングをやったほうが良いように思うのですけれども、その点はいかがでしょう。

○事務局（高本） 廣井委員、ありがとうございます。

アンケートにつきましては、もう少し後の話でそれもあわせて皆様から議論をいただこうと思っているところでございます。ただ、廣井委員のおっしゃったとおり、アンケートのほかにヒアリングも効果的なものであるということはお伺いしましたので、こちらは事務局としても。

○廣井会長代行 せっかくやるのだったら、スケジュールのところでアンケートの前にきちんとヒアリングをしたほうが良いように思いますので、ぜひ御検討ください。

○事務局（浅見） 事務局から追加でお話いたします。

今回やろうとしているアンケートは、まず町会長の方に代表的に御意見を聞こうと考えておりましたので、確かに聴覚に障害のある方とかピンポイントで対象を絞ったアンケートにはなっていませんが、ある程度そういった団体の方から意見を聞いたりすることも可能だと思いますので、事務局で検討したいと思います。

○関澤会長 では、項目出しですので、よろしいですか。

今出ている本日の議題である1の中の(1)、(2)、(3)がきょうの主な議題ですので、次からの議事の中で一個ずつ検討していきたいと思えます。

(3) 住警器の奏功事例等について

○関澤会長 では、次の議題であります「住警器の奏功事例等」について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(竹内) 5ページ目をごらんください。住警器の奏功データ過去5年分でございます。

まず奏功についてですが、住警器の作動により火災を未然に防いだもの、もしくは火災による被害を軽減したものを「奏功」と呼んでおります。

最初の棒グラフですが、左側が火災1件当たりの平均焼損床面積、真ん中が火災1件当たりの平均損害額、右側が火災100件当たりの死者発生件数でございます。住警器等の設置・未設置ではこのように被害状況が違ふということがはっきりとわかりました。

また、真ん中の円グラフでございますが、左側が焼損程度、右側が鳴動に気づいて発見した人の属性件数となっております。左側の焼損程度、ぼやや非火災等にあつては、住宅の70%以上が燃えたものを全焼と呼んでおります。また、半焼というのは20%以上70%未満、部分焼は20%未満、ぼやを10%未満、火災に至らなかったものを火災の事実なしということで非火災と呼んでおります。このように、奏功によつてぼやや非火災でおさまつた事例が5年間で1,127件ございました。また、発見した人も、半数近くは隣人等、居住者以外が発見したというデータがございます。

次の6ページ目をごらんください。主な事例を6ページ目、7ページ目で御説明いたします。

まず、奏功事例の被害の低減につながつた事例を1例、御紹介で読み上げます。「娘は、2階寝室で電気ストーブのスイッチを入れたまま就寝したため、掛け布団が電気ストーブに接触して火災になつた。寝室に設置してある住警器の鳴動で目が覚めると、同時に1階リビングにいた家族も連動式の住警器が鳴動したため駆けつけることができた。浴室に掛け布団を運びシャワーで消火後、119番通報した」。これは、連動式の住警器により2階だけでなく1階にいた家族も気づいて早期発見につながり、早期の初期消火等につながつた事例でございます。このような事例がほかに425件ございました。

次に、火災を未然に防いだ事例が4、5、そのほかに592件ございます。時間の関係上、読み上げることはせず、題名だけ説明いたします。

7ページ目、その他といたしまして奏功とは言えないようなものですが、電池切れ・故障等により、不奏功と呼んでいいのかはわかりませんが、奏功に至らなかった事例がございました。

また、真ん中、条例どおりの設置ではない一部設置、これは1部屋だけでもついていたら一部設置と呼んでおりますが、一部設置によって発見がおくれたという事例が2つの事例以外に80件ございました。

また、最後、鳴動に気づかなかったということで、事例5以外に44件ございました。

以上で住警器の奏功事例等の御紹介を終わります。

○関澤会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に対しまして御質問、御意見等がありましたら、よろしくお願いたします。

私から1つお聞きしたいのですけれども、5ページの真ん中の欄の左に「焼損程度」とあります。これは住警器設置住宅からの火災についてのみのデータですよね。

○事務局（竹内） そのとおりでございます。

○関澤会長 設置されていない場合はこれがどうなっているのか、比較はないのでしょうか。

○事務局（竹内） 済みません。今回はそれは準備を。

○関澤会長 それを比較しないと、もともとぼやが多かった、火災というのはこんなものではないかという気がしないでもないのですけれども。比較しないと住警器の設置効果の検証にならないのではないかと思います。

○事務局（竹内） 次回までにデータを準備いたします。

○関澤会長 もう一つ、同じくその右も、住警器をつけているのになぜ外の人が気がついているのが多いのか。本来住警器は住宅の居住者が一番最初に気づく。居住者が気づいていなくて、居住者以外の隣近所の人にも聞こえるよという意味ではいいかもしれないけれども、居住者以外が多いからといって必ずしも住警器の効果が検証されたことにはならないのではないかと。その辺はどうですか。

○事務局（竹内） 居住者以外というのは、居住者が不在であっても火災が起こる事例が幾つかございます。その際に近くを通りかかった通行人等が発見することもあるという意

味でございます。

○関澤会長 それを余り強調すると、連動型は要らないということになってしまう。

ほかにありませんでしょうか。

また出しゃばって申しわけないのですけれども、この住宅防火対策推進協議会で住警器の設置効果のときに何度かお話ししていることで、東京都の場合は設置家屋が85%で、15%が未設置。これは全国的に見ても非常に高い数字で、国の法律で設置義務化を決めて、それで一般の住宅に85%もついているというのは驚異的な数字なのです。普通は、個々の住宅のプライバシー空間なので、国家がずかずかとこれをつけろと言うことは極めて珍しい事例なのです。それでも85%ついているということは非常に高いということなので、どうしても嫌だという人がいるのに無理やりつけさせることはできないので、それが15%残っている。私が知っている範囲で言うと、つけないというお宅は、非常に確信があって、自分は火の始末をきちんとして火災予防に熱心だからつけなくても大丈夫なのだという人ではなくて、そもそも火災安全なんて考えている暇はないんだ、日々の生活に困っているんだという方がつけていないのです。ごみ屋敷とか、生活が行き詰っている貧困家庭とか、決めつけてはいけませんけれども、防火とかに心を配るゆとりのない家庭の方がつけていないことが多くて、そういう火災リスクの高い層が実はつけていない。設置率が低くなればなるほどそういう人たちに凝縮されていくので、そういう層から出火した場合ともともと安全に気を遣っている設置グループから出火した場合の差は、住警器そのものの設置効果ではないのです。それもあるけれども、もともとの火災リスクが高い人とそうでない人の差みたいなものを比較しているので、はっきり言って5倍とか4倍には絶対にならないです。アメリカの全数調査の例で言うと、私も幾つかやったことがあるのですけれども、焼損床面積も死者数も住警器の設置効果でほぼ半減できるというのが相場です。だから、このように5倍とか4倍とか言って、火災リスク低減効果の決め手みたいに強調し過ぎると、少し言い過ぎかなと思うときもあります。だから、火災1件当たりではなくて、住警器設置世帯1,000世帯と住警器非設置世帯1,000世帯で比較することがまず必要だし、非設置世帯はもともと火災リスクが高かった人のお家だという要素もあるということをおある程度踏まえた上での分析が必要かと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○松本委員 NHKの松本でございます。ありがとうございます。非常に貴重ないろいろなアンケート調査、参考になるデータだと思います。

先ほどの先生の御指摘と重なりますけれども、85%で、残りが15%。先ほども少し出ましたけれども、この15%の内訳とか背景、理由、どういう事情があるのか、非常に難しいと思うのですが、アンケートなりヒアリングなりでそこを詰めていくことが対策を考える上で普遍的な基礎データになるのではないかなど。そこをぜひお願いしたいというのが1つ。

それから、今度は設置されている方で10年くらいが過ぎて更新時期を迎えていると。これはデータはないと思うのですけれども、更新していなかったことで作動しなかったのではないとか、被害につながったのではないとか、そういうデータとか事例はいかがでしょうか。あるいはそういった面から火災原因とか火災の要因を調査することはできないかという、質問と提案を兼ねたようなお話です。

○事務局（竹内） ありがとうございます。

電池切れや故障等によって不奏功になった事例というのは、今、火災調査書を見て調べているところでして、今回6ページ目、7ページ目で挙げたのは一例でございます。今後とも調査を続けてさらに詳細なデータを分析したいと考えております。

以上でございます。

○松本委員 わかりました。

○関澤会長 ほかに御質問はございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

（4）本体交換の推奨について

○関澤会長 それでは、引き続きまして、4つ目の議題であります「本体交換の推奨」について、事務局より御説明をお願いいたします。

○事務局（竹内） 資料の8ページ目をごらんください。本体交換の推奨について御説明いたします。

まず最初に住警器メーカーへの聞き取り調査結果を御説明いたします。A社、B社、C社、D社、4社の住警器メーカーに問い合わせました。10年で電池交換または機器本体を交換する理由、また本体交換について取扱説明書に明記しているかを4社に確認いたしました。4社とも本体交換にあつては10年で推奨しているという回答をもらっております。ただ、取扱説明書に明記しているのは半々で、半分は明記していないという状況でございました。

次に、総務省消防庁の方針でございますが、住警器の電池寿命の目安は約10年とされ、故障か電池切れかわからないときは取扱説明書を確認するかメーカーに問い合わせること、また、電池切れと判断した住警器が設置から10年経過している場合は本体内部の電子部品が劣化して火災を感知しなくなることが考えられるため本体の交換を推奨しているということで、平成27年11月12日に消防庁長官から東京都や消防のほうに通知があったものでございます。

次に、日本火災報知機工業会様の方針でございます。住宅用火災警報器は古くなると電子部品の劣化や電池切れなどで火災を感知しなくなることがあるため、設置から10年を目安に本体交換を推奨していると述べております。

また、当庁の見解でございますが、経年劣化による電子部品の劣化や電池切れなどにより火災を感知しなくなったり故障しやすくなったりすることがあるため、定期的に点検を行い、電池が切れた場合は電池交換を推奨し、また、10年経過したものにあっては本体交換を推奨していると述べております。

現在は、資料2ページの下に住警器の設置率と点検状況のグラフにあるように約4割の方が未点検であることがわかっております。10年での本体交換の認識が低いので、今後さらに機能しない住警器がふえていくことが予想されます。

住警器の設置や維持管理、さらには本体交換が実行されない理由について、皆様にぜひ御意見をいただきたく存じます。

一部補足でございますが、当庁では10年で本体交換を推奨しているということで、各消防署でデジタルサイネージとかチラシなどを使って広報も実施しております。また、防災訓練や防災講話等の機会を使って住民の方にも広く広報しているところですが、なかなか皆様に伝わっておらず、維持管理の意識向上につながっていないという状況です。

このような現状を踏まえまして、皆様からぜひ御意見をいただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○関澤会長 それでは、ただいまの御説明に対しまして御質問と、もう一つは、最後のほうに事務局からありましたように、先ほど廣井委員もおっしゃってございましたけれども、10年で本体交換をしなければいけないという認識も徹底されていないし、なかなか進んでいない背景とか理由についても意見をいただきたいということですね。

○事務局（竹内） はい。

○関澤会長 その辺も含めて皆さんから御意見がありましたら、どうぞよろしくお願

ます。

○鈴木委員 都町連の鈴木でございます。

今皆さんからお話をしていただきましたが、結論から言うと、本体交換の推奨については都町連として努力させていただいている最中でございます。今お話に出ましたとおり、いろいろな問題が出ております。その中で特に申し上げたいのは、NHKさんもおっしゃったとおり、85%の設置率だけれども4割が点検していない中で、設置してあっても設置していなくても、その問題点、どこで統計をとっているのかという関澤さんのお話もいただきましたけれども、その辺は我々も非常に苦慮しているところございまして、85%のところについて、10年の電池切れで一生懸命やっているのですけれども、御承知のとおり東京都は、狭い範囲で言っても23区・三多摩、島嶼を入れて1,378万人もいて、700万近くの世帯があつて、我々都町連としても島嶼部までは手が回らないところがありまして、申しわけないのですが23区と三多摩の話を中心にさせていただいているわけでございますが、東京都の防災部の方とも話をしまして、住警器の設置について、特に電池切れの件について心配しておりまして、我々も何とか交換してほしいと。10年以上前に設置運動をしたときには一生懸命やったのですけれども、それが10年たつてもお守りのようについていて、効果があるのかないのか未確認のまま来ておりますので、神社のお札じゃないんだよという形で、ぜひ交換してほしいという運動をしておりますが、皆さんも御承知のとおり、10年前は価格も高かったのですけれども、今はかなり安くなって、スーパーでも量販店でも売っております。その中で、障害者の方からありました光等の改良された防災関係の設置会社の努力もありますけれども、その辺については東京都の防災部の関係でもう少し金を出してもいいのかなと思います。

もう一つ、設置の隘路としましては、日本中そうですが、御承知のとおり超高齢化の波が押し寄せて、10年前に若かった人が今は天井につけようと思つてもつけられないので、壁でもいいのですけれども、そういう隘路もございます。

その辺の障害者に対する補助金、それから高齢者に対する設置の援助というようなことも視野に入れて我々も運動を展開中で、きょうは防災部長さんと課長さんがおいででございますが、その辺についてはまた定例会でよくよく要請して、85%が90%になるように、そして生きた設置の形をとりたいというのが結論でございまして、ぜひひとつ、皆さんもプロですから、御承知のとおり各区・三多摩を含めて防火・防災協会もでございます。町会・自治会もでございます。区市町村の行政もございまして、それと一緒に何と

手助けをされるように。10年ぐらい前の設置のときには消防団にも手伝っていただきました。町会・自治会の役員にも手伝っていただきまして、勤労奉仕になりましたけれども、今はそういう時代とも少し違うかと思いますので、その辺もある程度考慮しないと促進できないのではないかという危惧も抱いておりますが、きょうおいでの方々の御協力を得られれば、いい知恵をいただいて東京都の住民の代表としての我々の責務も果たせるのかなと思っておりますので、よろしく御指導のほどお願いいたしたいと思っております。

以上でございます。

○関澤会長 引き続きよろしくお願ひします。

○栗野様（荒井委員代理） 東聴連の栗野と申します。

先ほどお話を伺ったとおり、さまざまな提案をして御準備いただいていることをありがたく思っております。

我々からも意見をさせていただきたいと思っております。

まず1つは、例えば電池が切れたらピーピー音がするという場合でも我々は気づきませんので、実際に我々が日常生活の中でテレビのリモコンとか浄水器を使っているうちに、あれっどうしたんだろうと思うと電池がなかったということで気づいて交換してみたり、浄水器についても、何か赤いランプがついて交換をしてくださいという合図が出れば自分から交換することができますけれども、天井等についているものについて、そういう切れていますよというお知らせがない場合は、本当に気づかないまま10年以上たってしまう恐れもあると思っております。ですから、それぞれきちんと、電池切れやそろそろ交換ですよというようなお知らせ機能がついたもの、あるいは光でお知らせするような方法も考えていただきたいということが1つ。

2つ目は、10年ほど前ですけれども、よく電信柱に張り紙がありまして、家を出るときには必ずガスをとめることを忘れないようにと町会で電信柱に書いてあることが多かったのですが、日常生活においても、家を出るときにはガスをきちんととめてから、施錠してからしめる、地震が起きたらすぐガスは消すという習慣になっておりますけれども、この警報器においても、積極的にテレビなどで警報器の交換時期ですとか電池切れもきちんと忘れないようにと強くアピールする方法についても努力しないといけなのではないかと思っております。そのようなアピールも込めた予算体制をとってほしいと思っております。

以上2点です。

○関澤会長 お二方から意見をいただきましたので、次の意見を聞く前に、2つの点に対

して事務局から御回答をお願いいたします。

○事務局（高本） 鈴木委員、また栗野委員、貴重な御意見をありがとうございます。

我々防災機関、あと区市町村さんもそうだと思いますが、今後もいろいろな場をおかりしまして、もちろん都民の方々への普及啓発活動、また、今言われましたとおり、助成金等々の働きかけは引き続き、また、恐らくこの協議会の中で幾度も出てくると思いますので、その都度働きかけを行っていければと思っております。貴重な御意見をありがとうございます。

○関澤会長 それでは、ほかに御意見、御質問等がありましたら。

○松本委員 追加の質問です。鈴木さんがすごく大事なことをおっしゃって、10年前は町内会やいろいろなサポートで設置を行った、今はそういう時代ではないかもしれないとおっしゃったのですけれども、10年前はどのように運動としてそういう取り組みが広がったか、今把握されていますか。鈴木さんがおっしゃったように多分同じことをやらなければいけないと思うのです。そこの質問なのですが。

○事務局（竹内） 住警器の義務化当時ですが、住警器の設置対策本部を立ち上げまして、東京消防庁の防災部で取り組みを行いました。各消防署にそれぞれ対策本部を立てまして、独自の取り組みを行いました。例えば駅前でキャンペーンということで、防火女性の会とか消防団、少年団の方のお力添えも受けてチラシ等を配付したり、いろいろなイベント会場で住警器のPR等を行い、あらゆる機会を使ってPRを行ったという経緯がございます。

以上でございます。

○松本委員 お年寄りなんかの設置を助けたというお話がありましたね。

○事務局（竹内） そのとおりでございます。高齢者等自分の力で取りつけられない方に限っては消防団の方にお力をいただいて取りつけたという経緯もございました。あとは東京消防庁の非常勤の職員もあわせてやっておりました。

○事務局（高本） 補足ですが、その住警器のキャンペーンは、住警器の条例となる前に、東京消防庁としても大々的・協力的に、各御家庭に住警器を設置していただくという観点から、もちろん消防団の方、あとは非常勤の消防職員が取りつけた経緯はございます。

今現在で言いますと、町会・自治会さん等の協力を得ながら町会ぐるみとか周りの方々を含んだ連携を今もやっているところもあると聞いております。

以上でございます。

○池上委員 今の交換に関してですが、関澤先生も私は、今年度も東京消防庁の地域の防

火防災功労賞制度の審査員をしています。21年・22年・23年あたりで応募した中に、町ぐるみで高齢者宅の住警器を取りつけているというのが、写真も今思い出しているのですが、かなり件数としてありました。だから、調べようと思ったら、町内会はわかっていますから、そこが10年後どうしているかということ調べるというのも面白いですよ。その後継続しないと何にもならない。

もう一つは、東京消防庁で防火防災診断というのをやっています。別名「7つの問いかけ」といいますが、手を挙げて私の家を、地震対策、火災対策、その他住警器も含めて、消火器は設置してあるかとか、家具の転倒防止対策ができていないかというのを部屋に入り込んで調べてくださる。そして直せるものはすぐに直してくださるといういい制度があるのですが、私も講演会で「こんながありますけれども、御存じの方？」と言うと、意外に知らないのです。関係者だけが知っているというか、これはもったいないなと思うのです。もちろん消防署は各所にたくさんありますから地元の方にも広報はしておられるのですが、意外に該当者が知らない、高齢の診断を受けてほしい方たちが知らないというのがあるので、やはり民生委員さんとか、この中にも来られておりますが、町のお世話役の方たちがそういう制度を知っていて、利用なさったらどうですかというコーディネーターがいなくなかなか進まないのは残念だといつも思っているのですが、その2つの方法でかなり絞り込んでいくということもできると思います。

以上です。

○松尾委員 池上委員がおっしゃった防火防災診断を私どもの地域でも、3月に消防署の方が見えて、手を挙げた方とか、私ども民生委員がこの方は必要かなと思うところを推薦して一緒に入っていて、いろいろよく見ていただいて、その際に防火防災のパンフレットも配ってくださって、とてもいい効果があったと思っています。だから、10年前と同じように今回もそれなりの意気込みで皆さんに、もう10年たったからという意気込みの力でなさったらできるのではないかと思いますし、希望いたします。

○関澤会長 ほかはいかがでしょうか。

○篠宮委員 住宅供給公社なのですが、私どもは、自前の公社住宅が約7万戸、それから都営住宅も管理させていただいております、それが25万戸くらいございます。それ以外に区営住宅の管理も一部させていただいております。この中で自火報を除く住警器の設置義務がある住宅は、公社住宅が約5万戸、都営住宅が約20万戸ほどあるのですが、この住宅に関して平成19年から平成21年までの3カ年で設置しております。それがち

ようど10年を迎えまして、平成29年から今年度の3カ年でそれを取りかえるという事業を今行っているところですが、平成19年の設置当初の設置率は、正確な数字ではないのですけれども、たしか94%ぐらいという数字だったと思います。やはり一部居住者の方の御理解を得られなくて設置できなかつたりというところはあったのですが、94%ぐらいの数字だったのが、今取りかえをやっている最中ではあるのですけれども、今現在は90%ちょっとということで、居住者の方の理解が得られにくくなっているというのは私どもも感じているところです。10年前は啓蒙活動とかが盛んになっておりまして、居住者の方もそういった御理解をさせていただいていたのですけれども、10年前に比べると現在はそのあたりが少し弱くなっているのかなと感じておりますので、先ほど委員の方が皆さんおっしゃってございましたけれども、そのあたりの啓蒙活動ももう少し強くしていく必要があるのかなと感じた次第でございます。

○渡辺委員 本体交換の推奨というのは、それも必然的な話かもしれないのですけれども、10年前の実態を考えますと、まず住警器を設置しよう、普及させようというところが必要なんだというのが皆さんの協力を得られた原因かと思うのですけれども、我々不動産業者としましては、賃貸を借りていらっしゃる方に関してはなかなかそういったところを自分でつけてくださいとは言にくい実態がある中で、10年前は大家さんに全部つけていただいたという実態があります。そういう経緯を考えてみますと、いきなり本体の交換の推奨を提案というよりも、10年たって電池もだめだから電池を交換してみてくださいと提案しながら、交換した後に本体が機能しているかどうかを一緒に検査する機会があればすごくいいなという気が今しております。だめだったら、そのときは必然的に本体の交換も同時に訴求することができるのではないかと思うのですけれども、この住警器メーカーさん、A社、B社、C社、D社とあるところで、本体交換の取り扱いについても温度差があるような記述がありますけれども、実際のところ、電池交換をしながら機器をチェックするということが一緒にできればいいと感じています。

○廣井会長代行 せっかくなので、皆さんとは逆のことを言おうと思います。

10年前に私も横で見ていたのですけれども、すごい頑張って一生懸命つけてつけてとやって、また同じことをするのでしょうかという気持ちも結構あるのです。今回またやって、10年後もまたやるのかということを考えると、維持管理のための管理をきちんとすべきではないかとも思います。次の次に困らないように、例えば町ぐるみで住警器の寿命を管理するとか、それから、これは難しいかもしれませんが、位置情報をきちんと

登録して、どこら辺にこれから寿命を迎える住警器がたくさん分布しているかというのを捉まえるとか、あるいは火災保険の誓約書みたいなところに、住警器を絶対につけておいてくださいね、維持管理してくださいねというチェックマークをつけるとか、うまく維持管理を促すような管理の方法も一方でありつつ、10年に1回頑張るといほうが現実的のような気がします。同じことをずっとやるのもよくないかなと思います。

以上です。

○関澤会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○鈴木委員 渡辺委員のおっしゃるとおり、供給公社は結構きちんとできていると思うのですが、大家さんと借主の形態の民間の集合住宅に関しては非常に難しいと思われまして、その辺のところ、誰が玄関を入れるかという問題がまず大事なので、住んでいる人に快く、入ってもいいよ、交換してくれというコミュニケーションがとれる形でないとうまくいかないと思ひまして、大家さんならうまくいくかと思ひますので、その辺も頼りにしたいと思ひます。

もう一つは、一般の戸建の住宅に関しては、このA・B・C・D社の方がガス会社の制服を着たような形、信頼のおける形で紹介して、町会・自治会に言っつけてという形をとらないと、やはり門をあけてくれないですよ。ですから、その辺がうまくいけばたちまち設置率は上がると思ひます。

最後に、私はよくわからないのですが、今は交換するよりも買ってしまったほうが早いぐらい値段が安くなっているように見受けられるのです。その辺は定かではないのですが、その辺も考えながらやっていただければありがたいと思ひます。必ず設置率は上がると思ひます。

以上です。

○関澤会長 私から補足させていただいてよろしいでしょうか。

前に住宅防火対策推進協議会に私がいたときにも火報工業会の方にお聞きしたことがあるのですけれども、今でもA・B・C・D社とか各消防庁とかのコメントを見ても、電池の寿命と本体機器の寿命と、片方は10年で、電池を交換しても20年はもたないと言われると、本体機器は少し長いのかなという印象もありますよね。10年、20年の間、では15年ぐらいだとどうしてくれるんだという話になる。20年ぐらいもつのだったら電池を交換しようかとなるじゃないですか。ところが、火報工業会の方に聞くと、電池交換

は勧めないという感じなのです。でも、この協議会とか、あるいは鈴木さんとかが最初に住警器を設置推進したときは、電池交換ができるからという説得で進めていったわけですよ。自分で買って量販店で売っている電池を交換すればできるという理解で皆さん設置していったのですけれども、先ほどの質問に答えますと、実際には住警器の電池はどこにも売っていないのです。各メーカーごとに、例えばA社の裏ぶたを見て、その会社に電話して、「こういうものだけでも交換してください」と言ったら、「本体ごと送ってください」なのです。宅配便で送って、宅配便で新しい電池にかえて返ってくるという、とても面倒くさい形でないと電池交換ができなくて、実質上電池交換は難しいので本体ごと買ってくださいということになっているのです。これはこの場でそういう御説明がありました。

だったら電池のことを言わずに本体ごと、あるいは住警器メーカーさんも、電池交換タイプじゃありません、そのかわり15年寿命ですというものをつくるべきではないかなと。電池は10年だけれども本体は20年もちそうだとするところ、誰が考えても電池だけ交換したくなるのだけれども、実質上住警器の電池交換というのは極めて面倒くさい手続が必要なので、実際には量販店でも扱ってくれない。各御本人がメーカーに電話して、裏ぶたを見て、この機器なんだけれども交換してくれないかと言って、宅配便で送って、返してもらう。だから、新品を買えと言われていたのですよ。新品を買ってくださいと。だったら最初から新品を買えということだけで、電池のことは一切言わずに、新品だけ買ったほうが安くて早いですよと言わないと、なかなか設置推進が進まないのではないかと私は長年の議論の中から思っているのですけれども、東京消防庁さんとしてはどのようなスタンスでいらっしゃいますでしょうか。

○事務局（高本） 先生、ありがとうございます。

私の前に工業会さんの御意見もお伺いできればと思うのですが。

山本さん、よろしく申し上げます。

○山本委員 10年で交換というのも、10年で電子部品が壊れるかといいますと、そういった裏づけをとれている検証のデータはございません。ただし、皆さん考えていただきたいのですけれども、お家にあるテレビとか冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等、ふだんお使いになるもので20年もつものはございますか。しかも電池で。ふだん使う白物家電と住宅用火災警報器というのは、ある意味、本当に火災が発生したとき、もしくは煙がもわもわとしていたり、いざというときに働かなければならないので、電池が切れていて働かないでは使っている方には大変申しわけないので、電池が切れる前に本体ごと交換し

てくださいと工業会としては推奨しております。

ただし、各メーカーさんといろいろなお話をさせていただくと、どうしても本体交換したくない、電池交換したいというお客様については電池を販売させていただいているということで量販家電さんとかホームセンターさんに置いておいても、そういった裏事情を知らずに電池を買ってしまって、例えば10年たったから電池を交換して、電池を交換したけど2年で壊れちゃったじゃねえかという、消費者の皆様というのは、何千円も出して電池を買ったのに、そんなのだったら本体を数千円で買ったほうがいいよといろいろと言われるのがメーカーさんは嫌なのだと思いますので、そういった意味も含めて、各メーカーさんが量販とかホームセンターに電池を置いていないというのはそこにあると思います。やはりいざというときに働かなければならないので、10年たったら電池が切れる前に交換しましょうということで推奨しております。

以上になります。

○事務局（高本） 山本委員、ありがとうございます。

先ほどの関澤会長からの当庁としての見解といたしますか、今現在、当庁といたしまして、こちらの資料の8ページに書かれているとおり、各消防署にはこのとおり、総務省消防庁の通知を受けて、当庁といたしましてもやっていないわけではなくて、一番最後の文にあります、「設置から10年を経過したものは本体交換することを推奨している」ということで、これは我々も常に各消防署を通じて都民の皆様方に広報しており、この文言は間違いのない文言でございます。また、その前文、「電池切れの場合は電池交換することを推奨し」ということは、設置から10年たないもので電池切れしてしまった場合には電池交換することも推奨する、ただ、本体機器の故障とかそういうものがあつた場合には本体交換も視野に入れて検討してくださいという内容で広報してございます。

今現在の当庁としての周知につきましては今のとおりでございます。

以上です。

○関澤会長 この件は次回にも御報告いただけるのでしょうか。時間がなくなってきましたので。広報の仕方とか。

○事務局（高本） 今回第1回目に皆様いただきました方向性につきましては、当庁も本体交換の推奨はしているのですが、ここでさらにもう一步協力的に本体交換を推奨していくというものを皆さんから御提案いただければと思っております。東京消防庁としては設置から10年を経過したものは本体交換を推奨していこうと。電池切れとかそういうも

のではなくて、設置から10年を経過したものは本体交換を推奨していこうというものを今回検討いただいて。

○関澤会長 わかりました。

私も含めて皆さんからいろいろな意見が出ましたので、それを踏まえた形で、まさに今おっしゃったような更新の普及促進の広報とか方策について次回以降また検討できるということで、時間が参りましたので、最後にアンケートについて事務局より御説明いただきたいと思います。また最後に全体を通じて、皆さん御質問、御意見があると思いますので、まとめてさせていただきたいと思います。

(5) アンケート調査(案)について

○事務局(竹内) アンケート内容について御説明させていただきます。

今話していただいた内容を踏まえまして、都民の方が本体交換についてどれだけの認識を持っているのか、またどうすれば本体交換をしていただけるのか、そのような調査をしたいと思います。

アンケートの実施方法ですが、東京都内に81個の消防署がございます。81個の消防署の町会長様宛てにアンケートを実施します。渡して書いてくださいというのではなく、消防職員が伺ってヒアリングをするという形でアンケートを実施いたします。最初のほうで本体交換の認知度、また本体交換しようと思わない理由等を聞きまして、その対策を第2回でデータをまとめてやりたいと思います。また、設問の5番、住警器設置の義務化当時は共同購入をしたという地域が幾つかございました。そのような共同購入についての実施はいかがかどうかを検討したいと考えております。

このアンケート内容について皆様から御意見等をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○関澤会長 もう少し設問を具体的に説明したら？

○事務局(竹内) はい。設問の1-1、1-2では、本体交換を推奨しているということですが、どれだけの人が知っているか、また本体交換をしようと思うか、認知についてお聞きします。設問の2では、「思わない」と答えた人に対して、なぜ思わないのか、例えば購入するのが面倒だから、値段が高いから、自分で取り付けられないから、住警器をそもそも必要と感じていないからなど、このような必要と思わない理由を述べていただい

て、第2回でその対策を考えていきたいと思います。また、設問3では、本体交換をどうすればより多くの方がすると思うのかを聞き、設問4では、どのような協力があればより本体交換をしていただけるのかという意見を聞きたいと考えております。そして、設問5、義務化当時の共同購入についてお伺いしたいと考えております。

以上でございます。

○関澤会長 ありがとうございます。

では、どんなことでも結構ですので、廣井さんも含めて。ヒアリングの話がまずありましたね。それ以外にもアンケートの内容について何かございましたら、よろしくお願いたします。

○廣井会長代行 これはヒアリングをしながらアンケートをとるのですね。私はばらまく形式だと思ったのですけれども。それであればもう少し複雑な構造でもよくて、例えば既に交換した人が一定数いると思うのです。既に交換した人がなぜ交換したのか、どういうメリットを感じているのか、そもそもどういう人かということをやっと追うことができるのであれば、それはぜひ追っていただきたいというのが1つです。

あと1つは、そもそも一度目に住警器をなぜ設置したか、設置してよかったか、感想などの満足度調査みたいなものももしかしたら入れることができるかもしれませんし、要望は難しいのですけれども、「共同購入を実施した地域がありました」と問5にありますけれども、共同購入することのメリットをきちんと説明できないと答えられないと思うのです。そのメリットが訪問された消防職員の説明によってばらつくようだとちゃんとしたアンケートにならないので、逆に訪問する消防職員の方のマニュアルみたいなもの、要するに、こう聞かれたらこう返しましょうみたいなところをきちんと統一する必要があるので、その部分はぜひつくっていただきたいと思います。

以上です。

○関澤会長 ほかに何かお気づきの点はございますでしょうか。

○八木オブザーバー 東京都福祉保健局の八木です。

2点なのですけれども、1つは、複数回答可ということで問2、問3、問4とありますけれども、問2についてはどれももっともかなということで、優先順位がつけづらくなるかと思っておりますので、例えば上から3つ選んでくださいとか、優先順位をつけたほうが対策をとるときに的が絞りやすくなると思えました。

もう一つ、問3なのですけれども、確かにお話を聞いていると値段が1つ大きな課題に

なってくると思うのですけれども、ここにある1、2、お金以外の解決策が出てきづらい選択肢になってしまっていると思って、先ほどから議論している中で、交換時期がわかるといいとか、もっと普及啓発を進めたほうがいいんじゃないかといったお話も出ておりましたし、私はこういったものは専門外なのですけれども、取りかかろうとするとどこか相談できる窓口があるといいと思ったりしましたので、お金以外でそういった取り組みの動機づけになったり動機を持った人が一歩踏み出しやすい対策を選択肢の中に入れていただけるといいと思いました。

以上です。

○関澤会長 ありがとうございます。

アンケートに限らず、今のような普及に関係するような御意見でも結構ですので、何かございましたらどうぞ。

○池上委員 義務化当時、町会で住警器の共同購入をしたというところは結構ありました。先ほども申しましたように、引き続きそこが10年後それをやる覚悟で始めたかどうか。もし忘れていたとしたら、その啓発も含めてもう一度、わかっている地域についてはこちらから声かけをしてというのも1つの方法だと思います。せっかくリストがあるのですから。

○関澤会長 アンケートの対象数とか、町会長さんに聞くということで、先ほど廣井委員の質問にもありましたが、紙を渡して1週間後にとりに行くのではなくて、対面調査で聞き取りながらということで、相手も少し語る時間がある。そういう形でとるのでしようかというのが1つと、町会長といっても、先ほど鈴木委員がおっしゃったように東京全体で700万世帯あるということなので、サンプル調査になると思うのですけれども、どの程度の数をなさろうと考えているのかをお聞きしたいと思います。

○事務局（竹内） アンケートの仕方ですが、町会長の家にお伺いして対面で聞き取りをするという形で、消防職員が記入いたします。また、サンプルにあっては81署5町会ずつということで、405のサンプルを予定しております。

以上です。

○関澤会長 ありがとうございます。

○伊藤委員 初めて委員になりましたので勉強不足なのですけれども、そもそも住警器をつける実施義務が個人にあるのか、それとも不動産屋さんみたいな貸主にあるのかがよくわからないと思ったのです。私は多摩市なので、JKKさん、都営住宅とかURさんがい

っぱいあるのです。そういう中ではもうついてしまっている部分も結構あると思うと、ターゲットとしてはどういうところにするのかなと思ったのが1つ。

あと、このアンケートは町会長さんということだったのですけれども、例えばその町会の特性として高齢者がとても多いとか、どういう世帯が多いのかによっても意向が違ってくると思っていて、そういう基礎的な町会のプロフィールみたいなものはヒアリングの中でお聞きになるのかなというのを疑問に思いました。それによって違うのではないかと思いました。

以上です。

○事務局（竹内） ヒアリング先の町会にありましては、今いただいた御意見を参考に今後検討いたしまして、偏らない形でサンプルをとりたいと考えます。

以上です。

○柴宮委員 柴宮と申します。

先ほど冒頭で、アンケートに関して障害者団体にもお聞きになるというお話がありました。確認なのですけれども、アンケート内容について、今のこのアンケート内容では必ずしもマッチしない部分があるかと思うのです。その部分は御検討されるということによろしいでしょうか。

○事務局（高本） こちらは事務局案としてお示しした部分でございますので、先ほどの廣井委員からの御助言につきましては事務局で再度検討したいと考えております。

○唯藤委員 全日本ろうあ連盟の唯藤と申します。

このアンケートなのですけれども、ヒアリングをしながら書いていただくという方向になるのですね。聴覚障害の方にとっては、例えばこの質問の文章をきちんと理解できない方もままいらっしゃると思いますので、ヒアリングということになりますと、手話の通訳が同行するべきではないかと思えます。そのあたりも要望したいと思えます。そのあたりについてはどのようにお考えか、お聞きしたいと思えます。

○事務局（高本） 御質問をありがとうございます。

ただいまの御質問ですが、個々の御自宅に聞き取りに行くという形ではなくて、団体さんとかそういうまとまったところの代表の方にヒアリングさせていただければと。それも含めて事務局で検討させていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

○唯藤委員 よろしく願いいたします。

○関澤会長 ほかにございますでしょうか。

○池上委員 問5ですが、「町会で住警器の共同購入を実施した地域がありました」と書いてありますね。この町会でやった共同購入のやり方というか買い方というか、そういう方法とか、あるいは、私の住んでいるマンションもそうですが、管理組合が10年ごとに一括して、世帯が少ないということもあって、一昨年からかえりなりののですが、そうやって一斉にかえてくれると。恐らく一軒一軒といっても忘れてしまうのです。しょっちゅう取りかえどきを見て調べている人はほぼ皆無だと思しますので、何らかの方法で知らせなければいけないということを考えると、共同購入というのはとても有効で、地域ははっきり言わないまでも、こういう方式でやってとてもうまくいっているようですという説明をしてアンケートをとると、ヒントになっていいと思います。

○事務局（浅見） ありがとうございます。

先ほど廣井委員からもお話がありましたように、消防職員から、例えば今おっしゃったように管理するに当たっては次の10年どこの地域かわかりやすいとか、いろいろメリットはありますので、こういう内容を説明してくれという形でマニュアル形式で示したいと思えます。

あと、このアンケートにつきましては、次回の第2回までにアンケートを実施する内容になってきますので、この選択肢の中も、もしここに入れたほうがいいよという意見があれば、ぜひこの場でいただきたいと思っております。

それで、実際に主婦といいますか女性の方の意見も聞いてみたいので、町田防火女性の会の尾作様、何か意見があったらお願いしたいのですけれども。

○尾作委員 町会長さんのお宅に伺ってヒアリングということなのですが、そのときに町会長さんお一人ではなくて、できれば御家族の方、奥様であったり、そういう方も一緒にお話を伺える機会があれば、女性のほうが町内のいろいろな方たちのおつき合いがたくさんあると思いますので、深く町内の意向を知る機会がふえるかと思えます。

○事務局（浅見） ありがとうございます。

○関澤会長 これはいつごろ実施されるのですか。きょう今すぐに思いつかなくても、後から思いついたときに事務局に連絡すれば、全部は取り入れられないにしても、意見を集約できると思うのですけれども、例えば1週間に限って意見があればお出しくださいというようにはなりませんでしょうか。

○事務局（高本） このような貴重な御意見をぜひとも皆様からお聞きしたいと考えております。我々の考え方だと偏ってしまうところもありますので、本体交換を推奨するに当

たりまして、ちょっとしたものでも構いませんので、皆様から貴重な御意見をいただくと
いうこともありますので、本日から2週間後まで、切りのいい23日まででよろしいで
しょうか。8月23日の金曜日までに我々事務局に、お電話なりメールなり何でも構いま
せんのので、御連絡いただければありがたいと思います。

また、皆様から取りまとめてうちのほうで検討した御意見につきましては、また皆様に
リメールの形をとりまして、最終的には会長の一任ということにさせていただければと思
いますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○事務局(高本) ありがとうございます。

では、済みませんが、8月23日の金曜日までに御連絡いただきまして、事務局で取り
まとめ、検討を進め、関澤会長と審議いたしまして、アンケート調査を開始していきたい
と考えております。また、関澤会長の承認を得られましたアンケートにつきましては皆様に
リメール等々でお知らせしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○関澤会長 ありがとうございます。

それでは、最後に、全体を通じまして何か御意見、御質問、ちょっと言い忘れたので
というようなことがございましたら、どうぞお願いします。

○小林委員 おくれてしまいまして済みません。小林です。

アンケートについて1つお願いがございます。この1-1の前に、住警器設置義務にな
ったのが平成22年ということで、「義務化になったのが、新築住宅については16年3
月1日、既存住宅については22年4月1日ということをお存じでしたでしょうか」とい
うのを1-1の前に載せる。そうすると皆様も「あ、そうなんだね」ということになるの
ではないかと思っておりますので、それを1-1の前に載せるのはいかがでしょうか。提案させ
ていただきたいと思っております。

○事務局(竹内) 貴重な御意見をありがとうございます。

○関澤会長 とうか、取り入れてくださるのですか。

○事務局(高本) こちらもあわせて、8月23日までの皆様からのいろいろな御意見を
踏まえて検討させていただいて、関澤会長に諮りたいと思っております。よろしいで
しょうか。

○関澤会長 ほかにはございませんでしょうか。——よろしいでしょうか。

それでは、本日は、長い間、本当に多数の貴重な御意見をいただきまして、御協力あり

がとうございました。

(6) その他

○関澤会長 これでは本日の議事の予定は全て終わりましたので、「その他」を含めて事務局から何か連絡事項がございましたら、よろしく申し上げます。

○事務局（高本） 長い時間ありがとうございました。

事務局より次回の開催予定について御連絡いたします。

次回予定は、会議中の今後の方向性の中でもございました10月を予定しております。日程につきましては今月末を目途に決定し、決定次第各委員の皆様にご説明したいと存じます。

また、本日の協議会の議事録を作成し、後日各委員の皆様にお送りしますので、御確認のほどよろしくお願いたします。御確認いただいた議事録は当庁のホームページで公開する予定でございますので、冒頭にも言いましたが、あらかじめ御了承のほどよろしくお願いたします。

また、今回の審議の内容でございますが、本体交換の推奨ということで当庁としては進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。

事務局からは以上となります。

○関澤会長 それでは、本日の議事は全て終了しましたので、進行を事務局にお返しいたします。

9 閉 会

○事務局（高本） 関澤会長、ありがとうございました。また、各委員の皆様、ありがとうございました。長時間にわたり御意見をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、第1回目の協議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

午後4時01分 閉会